

ちちぶ定住自立圏共生ビジョン

(第2次：平成27年度～平成31年度)



平成29年 3月16日 四訂版

平成28年 9月30日 三訂版

平成28年 3月23日 二訂版

平成27年 3月24日 初版

秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

目次

1	定住自立圏の名称・構成市町村の名称及び計画期間	
(1)	定住自立圏の名称	1
(2)	定住自立圏を構成する自治体	
(3)	定住自立圏共生ビジョンの期間	
2	ちちぶ定住自立圏の現状と将来像	
(1)	圏域の状況	2
(2)	圏域の将来像	
(3)	ちちぶ定住自立圏の取組	3
3	共生ビジョン政策体系図	5
4	ちちぶ定住自立圏を形成するための協定項目一覧表	6
5	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組	9
(1)	生活機能の強化に係る政策分野	11
ア	医療	
(ア)	医師・医療スタッフの確保及び負担軽減	12
(イ)	救急医療体制の充実	19
(ウ)	リハビリテーション体制の確立	28
イ	保健・福祉	33
(ア)	住民を対象とした保健福祉事業の充実	34
(イ)	子育て支援及び児童福祉の充実	45
ウ	教育	50
(ア)	生涯学習の充実	51
(イ)	保護者の学習に関する事業の充実	55
エ	産業振興	57
(ア)	滞在型観光の促進	58
(イ)	外国人観光客の増加	
(ウ)	秩父まるとジオパークの推進	70
(エ)	圏域内企業の支援体制の充実	78
(オ)	有害鳥獣対策の推進	85
(カ)	地域ブランドの確立と特産品の販売促進	88
オ	環境	92
(ア)	ちちぶ環境保全の推進	93

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	103
ア 地域公共交通	
(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進	104
イ デジタル・デバイドの解消に向けた I C Tインフラの整備	109
(ア) 秩父圏域情報化の推進	110
(イ) 地域情報共有システムの構築準備	112
ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進	114
(ア) 交流及び移住促進事業の（合同）実施	115
エ 水道	119
(ア) 秩父圏域における水道事業の運営の見直し	120
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	124
ア 人材育成等	
(ア) 人材育成等	125
○共生ビジョン事業一覧表	128
○共生ビジョン成果指標一覧表	145

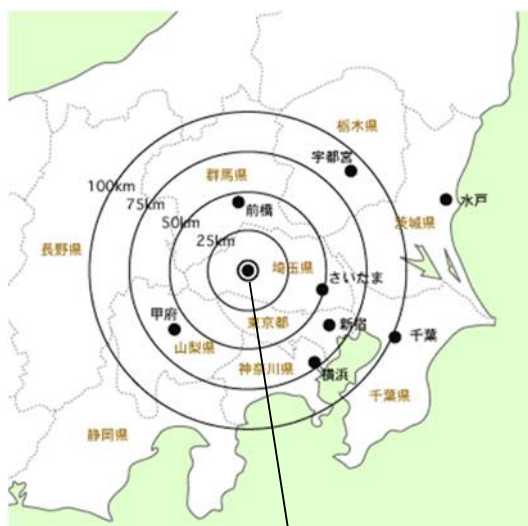
1 定住自立圏の名称・構成市町村の名称及び計画期間

(1) 定住自立圏の名称

ちちぶ定住自立圏

(2) 定住自立圏を構成する自治体

秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町



0110A4CM21「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を使用した。（承認番号 平22第使 第632号）」

(3) 定住自立圏共生ビジョンの期間

平成 27 年度～平成 31 年度

※毎年度所要の変更を行うこととします。

2 ちちぶ定住自立圏の現状と将来像

(1) 圏域の状況

「ちちぶ」は、周囲に秩父山地の秀嶺をはじめとする山岳丘陵をめぐらせる盆地に開けた山紫水明の地です。奥秩父に発する荒川の清流と大森林が生み出す大気は、多くの生命を育み、人々の暮らしに潤いと安らぎを与えています。

「ちちぶ」の歴史は古く、崇神天皇の時代には「知知夫国（ちちぶくに）」が開かれ（旧事紀一國造本紀一）、そこに暮らした先人は豊かな自然の中にあつて文化を形成してきました。知知夫国は後に武蔵国の一部となり「秩父郡」が置かれました。「ちちぶ」が歴史上著名になったのは、西暦 708 年に武蔵国秩父郡から自然銅を朝廷に献上したことが「続日本紀」に現れてからです。天皇は年号を「和銅」に改め、この銅により我が国最古の通貨「和同開珎（わどうかいちん）」が鑄造されました。

時代は下り、江戸時代には忍藩の陣屋を大宮郷（現秩父市中心部）に置き、代官が民政を担当していました。また、大宮郷に鎮座する妙見宮（現秩父神社）が秩父郡の総鎮守として古くから郡内の神社信仰の中心的地位を占め、その祭礼、祭市により商業も発展してきました。

爾来大宮郷は秩父地方の政治経済の中心地として栄え、明治維新後大宮郷に「秩父郡役所」が置かれ近代化への道を歩みました。

明治 19 年の秩父新道開通、明治 28 年の熊谷大宮道改修、そして大正 3 年の熊谷秩父間の鉄道敷設など、交通網が著しく整備されました。それに伴い従来の農林業、織物業に加えセメント産業が興り新たな地場産業となりました。そしてこれらは戦後も秩父地方の主要な産業となって地域の発展に貢献しました。さらに昭和 44 年の西武鉄道秩父線開通や関越自動車道の開通など交通アクセスが整備され、観光が新たな産業として脚光を浴びるようになってきました。

また、行政組織としては、昭和 45 年 4 月に秩父広域市町村圏組合が発足し、現在、ごみ処理や消防など 9 事業を 1 市 4 町で共同処理しています。

市町村合併についても、平成 15 年 2 月より全国的な動きを受け、1 市 5 町 3 村の 9 自治体により合併の検討が始まり、様々な協議や住民投票の結果、平成 17 年 4 月 1 日に旧秩父市、旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村の 1 市 1 町 2 村で現在の秩父市となり、平成 17 年 10 月 1 日に旧小鹿野町と旧両神村の 1 町 1 村で現在の小鹿野町となりました。

現在、秩父圏域では、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の 1 市 4 町が行政を担っています。

(2) 圏域の将来像

秩父圏域の人口は平成 22 年（2010 年）時点で 10 万 8 千人ですが、平成 32 年（2020 年）には 10 万人を下回り、平成 52 年（2040 年）には 7 万人となる人口推計が出ています。また、地域主権の推進により、基礎自治体の責任範囲が拡大し、住民ニーズや行政が直面する課題はさらに高度化していくと予想されています。

このように、私たちを取り巻く環境は必ずしも明るいとは言えませんが、全国的な

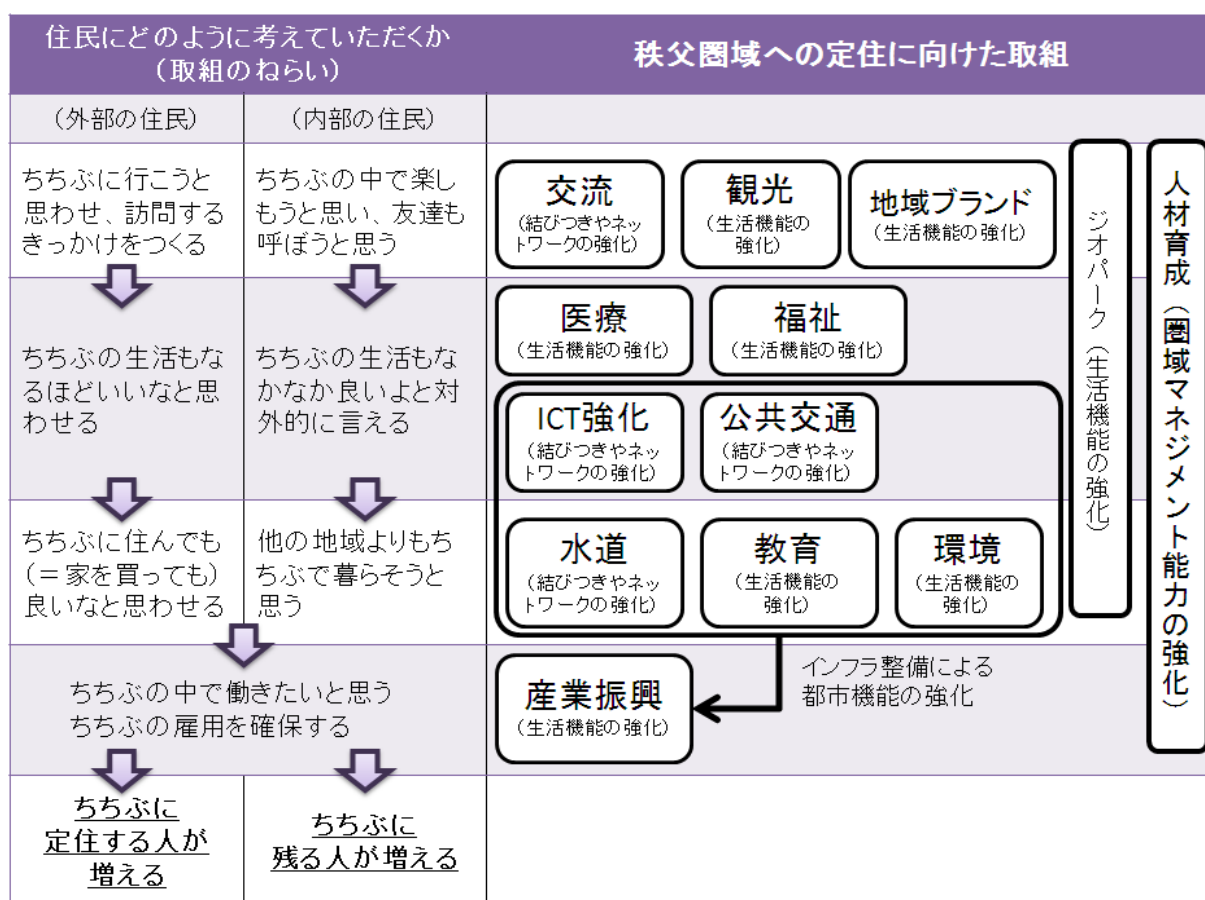
傾向として、情報技術や公共交通の進歩やライフスタイルの転換により農村型の生活を嗜好する人々が増加し、地球温暖化防止のため環境政策に対する関心の高まりが見られます。都心から 80 km 以内に位置する秩父圏域の地理的優位性を活かして 1 市 4 町が連携して諸課題にあたることができれば、持続可能な地域で有り続ける可能性を見出せることができるのではないのでしょうか。

「ちちぶ」に生きる私たちは、連綿と受け継がれている先人が育んできた伝統文化、産業を後世へ伝えるために今こそ力を合わせなくてはなりません。

ちちぶ定住自立圏を構成する 1 市 4 町は、それぞれの住民が秩父圏域を生活圏として意識していることを理解しつつ、互いの独自性を尊重しながら、圏域全体の活性化を図る政策を連携して展開し、地域住民の福祉向上と地域振興を図り、希望に満ちた未来の「ちちぶ」を創りたいと考えています。

(3) ちちぶ定住自立圏の取組

地域住民の福祉向上と地域振興を図るため、ちちぶ定住自立圏を構成する 1 市 4 町は様々な分野で政策を実施します。具体的なイメージは以下のとおりです。今後、ちちぶ定住自立圏により外部及び内部の住民に秩父圏域に住みたいと考えていただくような取組を行いたいと考えています。



(参考) 秩父圏域における将来の市町村別人口

(単位: 人)

	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
秩父市	66,955	63,105	59,445	55,625	51,856	48,163	44,535
横瀬町	9,039	8,413	7,847	7,269	6,690	6,121	5,568
皆野町	10,888	10,182	9,525	8,856	8,200	7,541	6,893
長瀬町	7,908	7,421	6,929	6,411	5,893	5,378	4,875
小鹿野町	13,436	12,497	11,623	10,766	9,924	9,117	8,320
圏域合計	108,226	101,618	95,369	88,927	82,563	76,320	70,191

(単位: 人)

60歳以上人口	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
秩父市	24,173	23,891	23,261	22,482	21,895	20,489
横瀬町	3,243	3,233	3,219	3,161	3,047	2,816
皆野町	4,287	4,202	4,020	3,788	3,651	3,394
長瀬町	3,161	3,138	3,074	2,967	2,851	2,631
小鹿野町	5,196	5,142	4,903	4,674	4,451	4,146
圏域合計	40,060	39,606	38,477	37,072	35,895	33,476

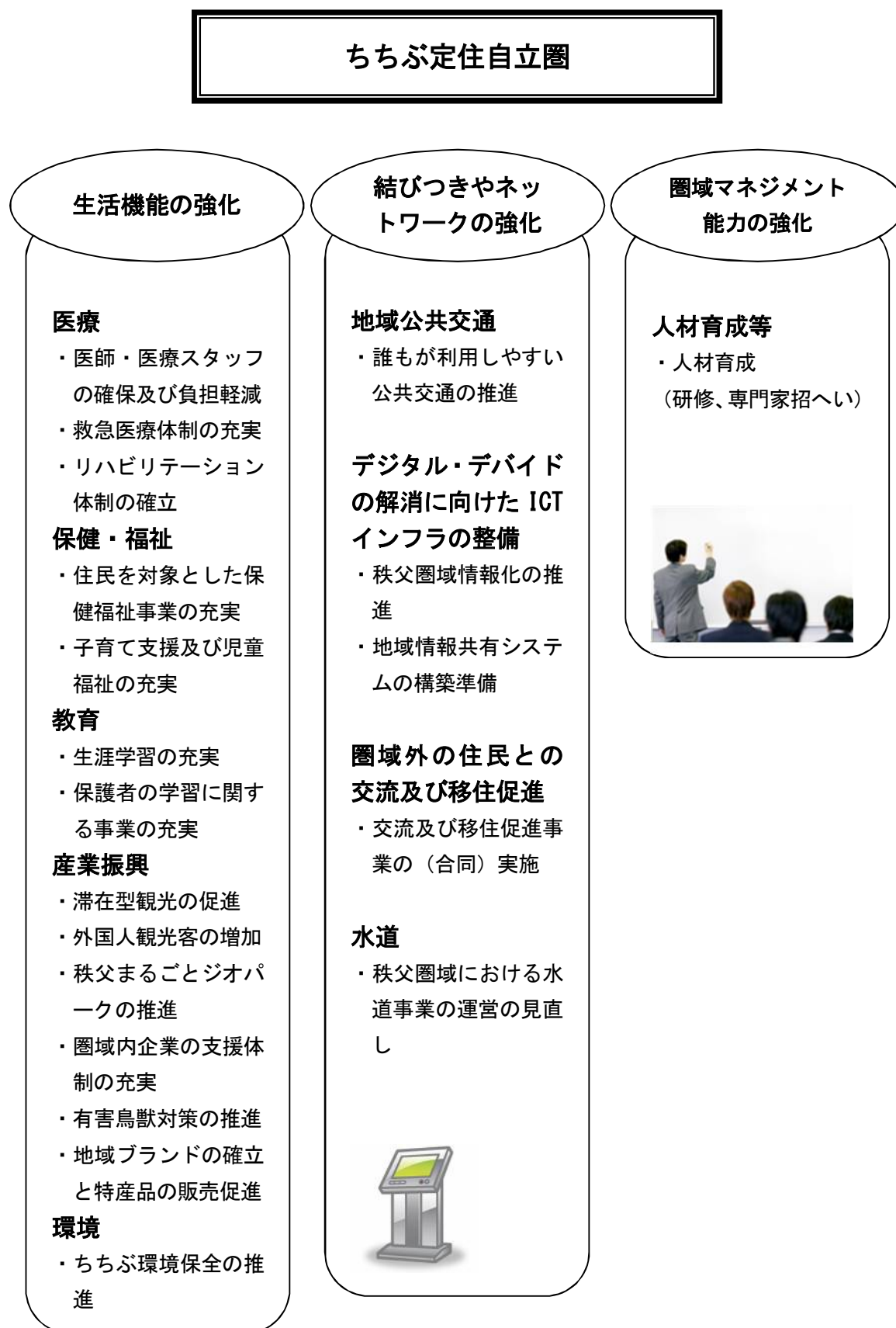
60歳以上人口割合	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
秩父市	38.3%	40.2%	41.8%	43.4%	45.5%	46.0%
横瀬町	38.5%	41.2%	44.3%	47.2%	49.8%	50.6%
皆野町	42.1%	44.1%	45.4%	46.2%	48.4%	49.2%
長瀬町	42.6%	45.3%	47.9%	50.3%	53.0%	54.0%
小鹿野町	41.6%	44.2%	45.5%	47.1%	48.8%	49.8%
圏域合計	39.4%	41.5%	43.3%	44.9%	47.0%	47.7%

(単位: 人)

75歳以上人口	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
秩父市	10,109	10,349	11,050	11,307	10,990	10,515
横瀬町	1,314	1,373	1,488	1,580	1,549	1,527
皆野町	1,736	1,784	1,965	2,085	2,001	1,844
長瀬町	1,315	1,457	1,597	1,621	1,556	1,481
小鹿野町	2,249	2,211	2,305	2,493	2,479	2,298
圏域合計	16,723	17,174	18,405	19,086	18,575	17,665

75歳以上人口割合	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
秩父市	16.0%	17.4%	19.9%	21.8%	22.8%	23.6%
横瀬町	15.6%	17.5%	20.5%	23.6%	25.3%	27.4%
皆野町	17.0%	18.7%	22.2%	25.4%	26.5%	26.8%
長瀬町	17.7%	21.0%	24.9%	27.5%	28.9%	30.4%
小鹿野町	18.0%	19.0%	21.4%	25.1%	27.2%	27.6%
圏域合計	16.5%	18.0%	20.7%	23.1%	24.3%	25.2%

出典: 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)
国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部編



4 ちちぶ定住自立圏を形成するための協定項目一覧表

●：平成 21 年 9 月で締結 ○：平成 22 年 3 月で締結

▲：平成 23 年 9 月で締結 ー：締結未定

政策分野	No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
医療	1	医師・医療スタッフの確保及び負担軽減	圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施します。	●	○	●	○	●
	2	救急医療体制の充実	圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施します。	●	●	●	●	●
	3	リハビリテーション体制の確立	圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施します。	●	●	●	●	●
保健・福祉	4	住民を対象とした保健福祉事業の充実	保健福祉事業について住民が受講する合同で取り組むことが効果的・効率的と認められた事業を実施します。	○	○	○	○	○
	5	子育て支援及び児童福祉の充実	ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などを需要を調査検証した上で、必要と認められる事業を合同で実施します。	○	○	○	○	○
教育	6	生涯学習の充実	生涯学習の機会を充実させるため、生涯学習事業の実施や広報、学習施設の整備・運営を行います。	○	▲	○	○	▲

政策分野	No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
教育	7	保護者の学習に関する事業の充実	保護者の学習に関する事業を合同で実施します。	○	○	○	○	○
産業振興	8	滞在型観光の促進	既存事業の見直しを行った上で、広域型観光ルートの整備や観光客誘致宣伝活動を行います。	○	▲	○	○	▲
	9	外国人観光客の増加	外国人向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受入体制を充実させます。	○	▲	○	○	▲
	10	秩父まるごとジオパークの推進	秩父の地質資源等を活かした秩父まるごとジオパーク構想を推進するために、ジオパークの活用方策について、協議会を設置して計画を策定するとともに、ジオサイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行います。	○	—	○	○	○
	11	圏域内企業の支援体制の充実	事業者や創業希望者を対象にコーディネート者を派遣し経営課題等に関する診断、助言等の一貫した支援を行うための産学官連携コーディネート事業や中小企業応援プロジェクト事業などを実施します。	○ ▲	○ ▲	○ ▲	○ ▲	○ ▲
	12	有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣に関する情報交換や対策の研究を行います。	○	○	○	○	○
	13	地域ブランドの確立と特産品の販売促進	マーケティングに詳しく実績のある専門家を招へいし、首都圏を中心として、秩父の商品を効果的に売り出す戦略を立て、商談会に参加するなどして、地元産品の販売促進につなげます。	▲	▲	▲	▲	▲
環境	14	ちちぶ環境保全の推進	新たな環境保全に関する総合的な計画を合同で策定し、それに基づき事業を実施します。	○ ▲	○ ▲	○	○	○ ▲
地域公共交通	15	誰もが利用しやすい公共交通の推進	圏域における公共交通の需要を調査し、検証することにより、既存の公共交通振興計画等を見直して圏域で統一した計画を作成します。	○	○	○	▲	▲

政策分野	No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
デジタル・デバイドの解消に向けた ICT インフラの整備	16	秩父圏域情報化の推進	圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定します。	●	●	●	●	○
	17	地域情報共有システムの構築準備	圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究します。	●	●	●	●	○
圏域外の住民との交流及び移住促進	18	交流及び移住促進事業の（合同）実施	圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を調査・検証した上で、（子ども）農山村交流プロジェクトなどの交流推進事業、空き家バンクの実施などの移住促進交流事業を合同で実施します。	●	○	●	○	●
水道	19	秩父圏域における水道事業の運営の見直し	圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行います。	●	●	●	●	▲
人材育成等	20	人材育成等	圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施します。	●	●	●	●	●
平成 21 年 9 月で締結 ●				8	6	8	6	5
平成 22 年 3 月で締結 ○				11	9	11	12	9
平成 23 年 9 月で締結 ▲				1	4	1	2	6
締結協定項目数合計				20	19	20	20	20

5 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

☆本項の記載事項について

各分野の取り組み内容は、以下の6つの項目で構成されております。

・「〇施策体系〇」

共生ビジョン政策体系図（P.5）の該当政策を抜粋し、それぞれの政策を実現するための施策を示しております。

・「〇戦略図〇」

圏域が抱える課題等、ちちぶ定住自立圏で実施する事業、事業の実施により短期的に期待される効果、中・長期的に期待される効果及び将来像をチャート図としてまとめています。

・「〇現況と課題〇」

定住自立圏形成協定を締結するに当たっての問題意識を記載しています。

・「〇今後の展望〇」

定住自立圏構想の枠組みで実施する事業がどのような方向性で推進されていくかを記載しています。

・「〇主要事業〇」

以下に示す、事務事業の選択基準に基づき、ちちぶ定住自立圏において推進する事業として掲載しています。

◎事務事業の選択基準

- ・事業を実施するに当たり、ちちぶ定住自立圏に参画する自治体が複数で参加し、圏域全体の発展を見込めるものとなっているか。
- ・共生ビジョン懇談会及びちちぶ定住自立圏推進委員会における議論を経て、共生ビジョンに掲載された事業となっているか。
- ・単独自治体で実施している既存事業の単なる財源の付け替えとなっていないかどうか。
- ・既存事業をちちぶ定住自立圏の事業として位置づけた場合は、圏域のために発展させる事業となっているかどうか。
- ・現状では実施が難しい事業であっても、前向きに検討する。

具体的な項目として、形成協定、事業名、事業概要、成果、関係市町の役割分担、事業費（『0』は事業費計上がないが、協議・検討は行う。『-』は事業終了。）、国県補助事業等の名称・補助率等、関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方を記載しています。

なお、形成協定は、最初に締結した自治体間の協定文書を転載しており、各自治体により若干書きぶりが異なります。

また、平成29年3月の四訂版より「取組の成果指標」を掲載し、形成協定ごとに成果指標を設定して進捗管理を行います。

・「〇今後想定される事業〇」

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施すること

が想定される事業を掲載しています。

これらの事業については、共生ビジョン更新時に、共生ビジョン懇談会及び1市4町で協議を行い、実現可能性や事業費の見通しがつく場合は、「主要事業」として位置づけることができます。なお、「今後想定される事業」に掲載された事実をもって、今後「主要事業」として位置づけられることについて保証するものではありません。

☆共生ビジョン事業一覧表

巻末に、主要事業の一覧を添付しております。

☆費用負担の考え方

特別な記載のある場合を除き、基本的な負担割合の考え方は以下に示すとおりです。

秩父市 約 53.8% (事業費×70,000 千円/130,000 千円)

横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

約 11.5% (事業費×15,000 千円/130,000 千円)

関係市町の費用負担割合は、状況変化に応じて、適切な調整及び見直しを図ります。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

○施策体系○

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

- ①医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援等
- ②院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上
- ③事務サポート体制の整備
- ④公立病院の経営改善
- ⑤医療関係を取りまとめる連絡調整会議の運営

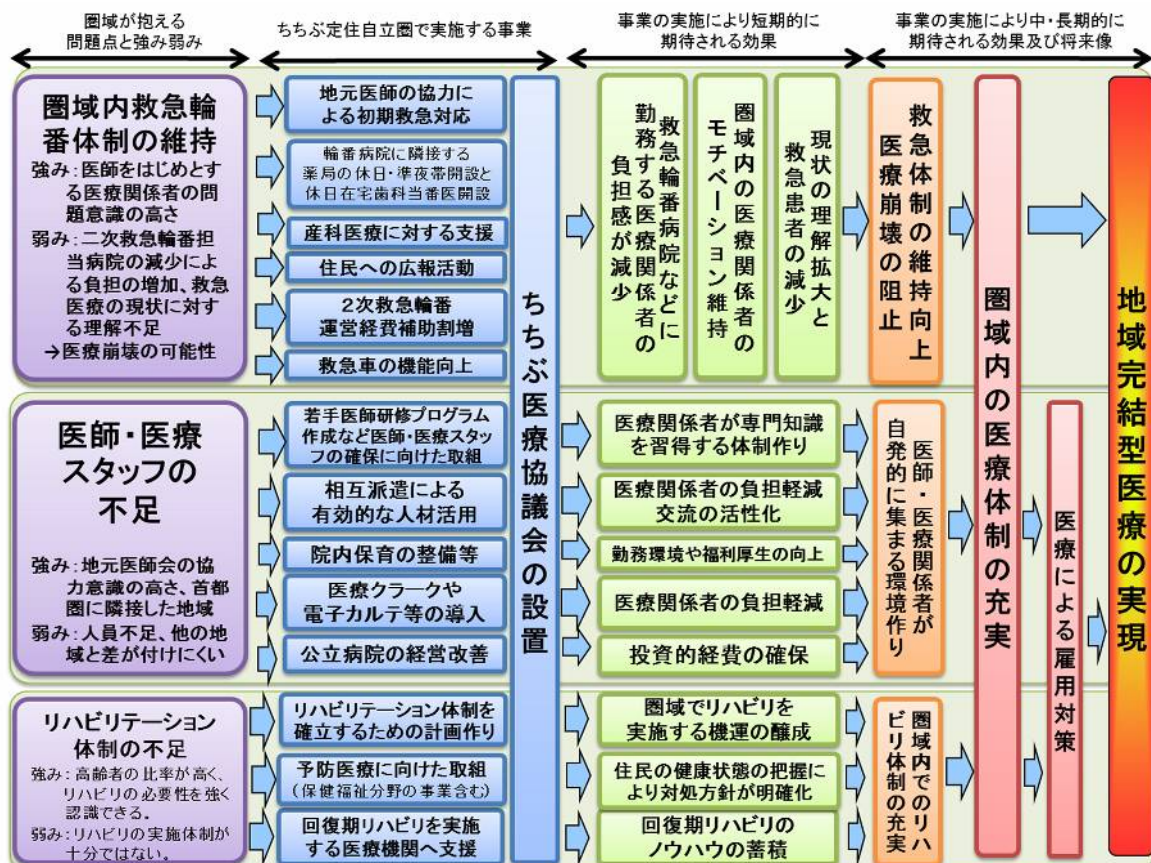
(イ) 救急医療体制の充実

- ①地元医師の協力による初期救急の充実等
- ②休日 **及び** 準夜帯の薬局開設 **と** 休日在宅歯科当番医開設
- ③救急医療体制維持のための広報周知
- ④救急搬送体制の充実
- 産科医療に対する支援（設備投資等産科医療維持経費について終了）
- 病院群輪番制病院運営経費補助金の割増（終了）

(ウ) リハビリテーション体制の確立

- ①リハビリテーション体制を確立するための計画作り
- ②予防医療を充実させる取組
- ③リハビリテーション体制充実に向けた人材の確保育成
- 回復期リハビリテーション実施病院への支援（終了）

○戦略図○



(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

○現況と課題○

近年、医療制度改革や医師数の地域間格差等から、医療を取り巻く環境は悪化してきています。秩父圏域の医療機関でも勤務医や看護師をはじめとする医療スタッフの不足から診療科の見直し等を行わざるを得ない病院も出始めています。

また、秩父圏域の高齢化率は25.34%（平成19年1月1日現在）から**30.26%**（平成**28年**1月1日現在）へ上昇しています¹。この高齢化率が高くなるに従い、医療機関への受診率も上昇傾向になると予想されます。

秩父圏域には秩父市立病院と国保町立小鹿野中央病院の2つの公立病院があります。地域医療の中核として救急医療や高度医療、地域に不足する医療の確保に向け医療体制の整備や医療の充実に取り組んでいます。しかし、平成16年度に施行された新臨床研修制度の影響で大学医局から医師を引き上げられることなどにより、従来どおりの手法では常勤医の確保はほぼ不可能です。また、看護師についても、平成18年度の診療報酬改定で新たに盛り込まれた7対1の看護配置基準により、新基準取得を目指した都市部の病院が看護師の大量採用に動いたことなどにより、慢性的な看護師不足に悩まされています。これは、公立病院に限らず、圏域内にある民間病院も同じ状況です。

これまで、医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保は、各医療機関の対応が中心であり、行政の支援による取組みはそれほど活発に行われていませんでした。公立病院における医師・医療スタッフの不足は、地域に必要な医療が欠けてしまうことにつながり、少なからず圏域内における民間病院にも影響を及ぼします。

このことから、平成22～23年度、医療分野に対する重点支援をちちぶ定住自立圏の事業として実施しました。主要4病院（秩父市立病院、秩父病院、皆野病院、町立小鹿野中央病院）に対する支援を行うことにより、医療スタッフの負担軽減などがある程度図られています。平成24年度からは、ちちぶ医療協議会で医師・医療スタッフの確保や相互派遣による有効的な人材活用等について、支援対象となる医療機関や配分額を検討し、支援を実施しています。また、平成25年1月から、秩父圏域の産科医療機関は1診療所となっており、産科医療の確保は困難な状況が続いています。大学病院等からの産科医師の派遣や公立病院から助産師を研修派遣することで1診療所ができるだけ多くの分娩を扱えるよう支援するとともに、秩父圏域の公立病院に産科医師や助産師等の医療スタッフを確保するための方策を協議・検討しています。

○今後の展望○

今後、医療体制を維持していくためには、医療関係者の業務負担が過度にならないように、秩父圏域の勤務環境を向上させることが重要です。また、自治医科大卒埼玉出身義務年限内派遣医師の研修や勤務体制など医療政策全般で埼玉県と連携を強化していくことも重要です。

長期的には、医療機関と行政が連携して実施し、圏域に外部の医療関係者が自発的

¹ 埼玉県統計課「町（丁）字別人口調査結果」から算出

に集まってくる環境を作り、医師・医療スタッフの確保をしていくことが求められます。さらに、医療従事者の相互派遣等により医師の負担軽減や診療交流を推進します。

具体的な取組として、秩父郡市医師会、地域の公立・民間病院、行政機関等の協力のもと、後期研修プログラムを作成し研修医の定着を図ることや研修医受入病院の研修環境の体制整備を図ることへの支援、大学病院等との連携により地域に不足する産科医師・医療スタッフの確保を推進することとします。

これらの取組は、ちちぶ医療協議会において方向性を議論し、事業を実施することにより、圏域内の医療体制の充実を図り、地域完結型の医療の実現を目指します。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施する。

○取組の成果指標○

指標	5 病院（秩父病院・皆野病院・秩父生協病院・秩父市立病院・小鹿野中央病院）の後期研修医受入人数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	8 人	9 人	—	—
実績	9 人				

※平成 30 年度より新専門医制度が開始される予定のため、30 年度以降は「—」とする。

① 医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援等

事業名	医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保				1	関係市町名
事業概要	現在勤務している医師・医療スタッフの勤務状況等を踏まえて、圏域内の医療機関へ相互に医師・医療スタッフの派遣体制等を確立し、有効的な人材活用を行う。 専門的知見を有する専門家を招へいし、医師のニーズに応じた教育研修プログラムの作成など医師・医療スタッフの確保に関する各医療機関等の取組に対し支援を行う。また、大学病院等からの医師派遣についても支援を行う。特に、産科医師、医療スタッフの確保について重点とする。 支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び町立小鹿野中央病院、秩父生協病院、関連する医療機関、大学病院、秩父圏域の産科医療機関とする。また、医療従事者養成機関も支援対象とする。 各年度において実際に支援する医療機関及び配分額は、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀨町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	圏域内で専門的知識を得られる環境を整えることにより圏域外の医療関係者が秩父の勤務に関心を持ち、医師・医療スタッフの確保と相互派遣につなげることが期待できる。また、1診療所となっている産科医療機関の医師や助産師等が確保されることにより分娩取扱件数の増加が期待できる。					
関係市町の役割分担	各市町において、専門家の助言を踏まえ、企画立案する。なお、実施に当たっては、秩父郡市医師会など関係機関の聴取を実施する。					
事業費 (千円)	27 ^(※1)	28 ^(※1)	29 ^(※1)	30 ^(※1)	31 ^(※1)	計
	34,500 の内数	34,000 の内数	33,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	171,000 の内数
	0 ^(※2)	0 ^(※2)	20,000 ^(※2)	0 ^(※2)	0 ^(※2)	20,000 ^(※2)
	※1 以下の4事業との合計額 医療分野（ウ） ・「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」 ・「予防医療に関連する事業の実施」 ・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」 保健・福祉分野（ア） ・「『私の療養手帳』推進事業」					
	※2 包括支援枠による事業費。					

国県補助事業等の名称・補助率等	
平成 29 年度は包括支援枠による事業費 20,000 千円については県に補助金要望する。交付が決定した場合は、包括支援枠の事業費予算は不用とする。	
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	
各市町は、10,000 千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。 さらに平成 29 年度については包括支援枠として秩父市が 10,768 千円、各町が 2,308 千円をちちぶ医療協議会に支出する。	

② 院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上

事業名	院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上				2	関係市町名
事業概要	医師・医療スタッフが安心して働ける環境を整備するために、院内保育施設の整備や運営の支援など勤務環境・福利厚生への向上を行う医療機関に対し支援を行う。 支援対象となる医療機関及び配分額は、必要に応じて、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	勤務環境や福利厚生への向上により、医師・医療スタッフの新規獲得や離職防止が期待される。					
関係市町の役割分担	各市町は、専門家の助言を受けながら院内保育の整備等を行う。また、病院事務局の取組みに支障が生じないよう手続上、事務上の配慮をする。					
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	必要に応じて、包括支援枠からちちぶ医療協議会に支出する。					

③ 事務サポート体制の整備

事業名	医療クランク等の活用による事務負担軽減				3	関係市町名
事業概要	医師事務作業補助者いわゆる医療クランクの活用や電子カルテの導入などにより、医師・医療スタッフの事務負担を軽減することを目指す医療機関に対し支援を行う。 支援対象となる医療機関及び配分額は、必要に応じて、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	救急輪番病院に勤務する医師の事務負担を軽減することにより、執務環境の向上、モチベーションの維持が期待される。					
関係市町の役割分担	各市町は、専門家の助言を受けながら、医療クランクの導入等の支援を行い、また、病院事務局の取組みに支障が生じないよう手続上の配慮をする。					
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0
国県補助事業等の名称・補助率等						
該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
必要に応じて、包括支援枠からちちぶ医療協議会に支出する。						

④ 公立病院の経営改善

事業名	コスト削減などによる公立病院の経営改善				4	関係市町名
事業概要	救急医療や不採算医療を担っている公立病院において、コスト削減など経営改善に向けた取組を行う場合に、支援を行う。経営改善に当たっては、専門的知見を有する専門家の助言を受けることとする。 支援対象となる医療機関は秩父市立病院及び町立小鹿野中央病院とする。必要に応じて、医療協議会で協議を行い、配分額を決定する。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	経営改善により投資的経費を確保し、病院運営を向上させるための医師・医療スタッフの雇用や設備投資が積極的に行われること、また、公立病院の機能向上により、秩父圏域全体の医療体制の向上につながることが期待される。					
関係市町の役割分担	秩父市立病院事務局及び小鹿野中央病院事務局は、専門家の助言を受けて、現状分析などを行い、コスト削減などの経営改善の取組を行う。各市町は、経営改善に向けた病院事務局の取組に支障が生じないように、手続上、事務上の配慮をする。					
事業費	27	28	29	30	31	計
(千円)	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等						
該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
必要に応じて、包括支援枠からちちぶ医療協議会に支出する。						

⑤ 医療関係を取りまとめる連絡調整会議の運営

事業名	「ちちぶ医療協議会」の運営				5	関係市町名	
事業概要	行政からの財政支援等により、平成 23 年 9 月 26 日「ちちぶ医療協議会」が設置された。これにより医師・医療スタッフの確保と相互派遣のための方策、救急医療体制の維持のための方策、リハビリテーションの充実に取り組むための事業を実施する。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）	
						横瀬町（健康づくり課）	
						皆野町（健康福祉課）	
						長瀬町（健康福祉課）	
						小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）	
成果	地域医療を地域の基幹インフラとして捕らえ、医療に対する需給ギャップの解消を目指した事業を実施し、ちちぶ定住自立圏の制度を活用して地域医療の維持・向上を図る。						
関係市町の役割分担		各市町の首長及び医療・福祉関係団体の代表者で協議会を組織する。1 市 4 町、埼玉県及び秩父広域市町村圏組合の担当者が、関係者として協議会の運営を補助する。					
事業費 (千円)	27 500	28 500	29 500	30 500	31 500	計 2,500	
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		各市町は、10,000 千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。					

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 医療関係者に対する意識調査の実施

医療関係者に対して意識調査を実施し、秩父圏域の勤務環境を魅力あるものにするための方策を検討する。

② 産科医療を維持するための施策の検討

秩父圏域内の分娩数の推計を行い、助産院等の必要性について調査・研究する。

(イ) 救急医療体制の充実

○現況と課題○

現在、病院勤務医をはじめとする医師不足により、医療体制は各地で崩壊の危機に直面しています。特に、住民の命を守る救急医療は、従事者が少なく、医師や医療スタッフは疲弊しながら業務にあたっており、医療事故等の発生にもつながりかねない状況にあります。秩父圏域の救急医療体制は初期救急医療体制と第二次救急医療体制がありますが、第三次救急医療体制は埼玉県内の他地域に依存しています。

日中の救急患者については、秩父消防本部が各医療機関と調整し搬送を行っています。夜間や休日の時間帯については、秩父地域では、初期救急、二次救急の医療体制をとっています。初期救急医療体制としては、秩父郡市医師会を中心に休日診療所、在宅当番医制、平日夜間の小児初期救急体制があります。二次救急医療体制としては、病院群輪番制により秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院が分担して休日・夜間の救急診療に対応しています。

特に、平成22年度から小鹿野中央病院が医師不足により救急輪番病院を外れたことで、他の輪番病院の負担増が懸念されましたが、関係者の尽力により何とか二次救急医療体制を維持しているところです(但し、小鹿野中央病院は、初期救急患者に限り、夜間でも受入を行っています)。ちちぶ定住自立圏では、平成22～23年度の医療分野に対する重点支援により、救急車の機能向上、救急医療体制の維持、休日及び準夜帯の薬局の開設に対して、一定の支援を行っています。平成24年度からは、ちちぶ医療協議会で協議を行い初期救急の充実や休日及び準夜帯の薬局開設、**休日在宅歯科当番医開設(平成28年度から支援)**に対して一定の支援を行い救急医療機関の負担軽減を図っています。

○今後の展望○

二次救急輪番体制は、平成4年度時点で7病院ありましたが、徐々に減少し、平成21年度に小鹿野中央病院が常勤勤務医不足により病院群輪番制からの一時撤退を表明するなど、現在は3病院で担当しています。

平成**27年**の救急・救助統計によれば、秩父圏域で発生した年間救急搬送人員は**4,416人**(日中、夜間休日含む。)であり、その内の**約74%**にあたる**3,280人**を秩父市立病院・秩父病院・皆野病院の3病院で受け入れました。日中はともかく、不十分な体制のまま夜間休日の二次救急輪番体制を続けていくことは、医師・医療スタッフに過重な負担をかけ、大量退職などにより医療崩壊につながりかねません。現在は、各病院の努力により対応しており、ちちぶ定住自立圏医療分野の重点配分も行いましたが、秩父圏域で二次救急輪番体制を残る3病院だけで担当して継続するのは厳しい状況です。

秩父郡市医師会との連携による初期救急の充実や休日及び準夜帯の薬局開設、**休日在宅歯科当番医開設**、救急搬送体制の充実などの支援を行政が実施することで、二次救急輪番病院の負担が軽減され、医療崩壊を阻止し、救急医療体制の維持向上を目指すことが期待されます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(イ) 救急医療体制の充実

圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施する。

○取組の成果指標○

指標	救急輪番病院の救急輪番日における医師、看護師の在院率 (救急輪番日の医師、看護師在院日数/救急輪番日数)				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	100%	100%	100%	100%
実績	100%				

① 地元医師の協力による初期救急の充実等

事業名	地元医師の協力による初期救急の充実等				6	関係市町名
事業概要	地元の医師が休日の救急輪番担当病院に参加して、二次救急医療を必要としない軽症患者に対応したり、圏域内の医療機関が初期救急診療を行う医師を招へいするなど、各医療機関が初期救急の充実を行う経費を支援する。 支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び町立小鹿野中央病院とする。配分額は、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	救急輪番担当病院の医師・医療スタッフが、休日の救急輪番担当日に軽症患者を診察する負担が軽減されることが期待できる。					
関係市町の役割分担	秩父市は、秩父郡市医師会や専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	55,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	各市町は、10,000千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。 平成 29年度以降も事業費 11,000千円を予定しているが、平成 27年度までの成果を考慮しながら、ちちぶ医療協議会で医療分野全体としての協議を行う。					

② 休日及び準夜帯の薬局開設と休日在宅歯科当番医開設

事業名	休日及び準夜帯の薬局開設				7	関係市町名
事業概要	秩父郡市薬剤師会の協力により、二次救急輪番担当病院及び休日診療所に隣接する薬局において、休日（8 時～18 時）及び準夜帯（19 時～22 時）に、調剤薬局の開設を行うための経費を支援する。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	休日及び準夜帯に薬局が開設されることにより、特別な薬の処方をする必要がなくなるなど、救急輪番担当病院の医師の負担が軽減されることが期待される。					
関係市町の役割分担	秩父市は、秩父郡市薬剤師会や秩父郡市医師会、専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。					
事業費 (千円)	27 4,000	28 4,000	29 4,000	30 4,000	31 4,000	計 20,000
国県補助事業等の名称・補助率等 該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方 各市町は、10,000 千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。 毎年度、事業費 4,000 千円を予定しているが、医療分野に対する全体的な支援や平成 27 年度までの実施状況を考慮して、ちちぶ医療協議会で協議を行った上で額を確定する。						

事業名	休日在宅歯科当番医開設				8	関係市町名	
事業概要	秩父郡市歯科医師会の協力により、圏域内の在宅歯科当番医において、年末年始他 2 日以上続けて休日となる日における診療開設実施日（10 時～13 時）に、歯科診療の開設を行うための経費を支援する。				秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）		
成果					年末年始他 2 日以上続けて休日となる日における診療開設実施日（10 時～13 時）に歯科医（圏域内 1 医院）が開設されることにより、圏域内の医療体制の充実が図られることが期待される。		
関係市町の役割分担		秩父市は、秩父郡市歯科医師会や専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。					
事業費 (千円)	27 0	28 500	29 1, 000	30 1, 000	31 1, 000	計 3, 500	
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		平成 28～29 年度については、各市町は 10, 000 千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。 平成 30～31 年度の市町負担は、包括支援枠として秩父市が 540 千円、各町が 115 千円をちちぶ医療協議会に支出する。					

③ 救急医療体制維持のための広報周知

事業名	救急医療体制維持のための広報周知				9	関係市町名
事業概要	救急輪番担当病院の減少や医師不足について、住民に対して、秩父圏域の医療体制の現状を理解していただくための広報周知活動を実施する。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	医療体制の現状を踏まえ、二次救急輪番担当病院での受診や休日・夜間の体調不良時の適切な受診の仕方について圏域内の住民に理解していただくことにより、救急輪番担当病院で勤務する医師・医療スタッフの負担軽減、モチベーション維持を行う。					
関係市町の役割分担	秩父市が企画立案し、各市町で協力して周知活動を行う。なお、実施に当たっては、秩父広域市町村圏組合、埼玉県秩父保健所及び秩父郡市医師会など関係機関の意見を聴取する。					
事業費	27	28	29	30	31	計
(千円)	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等						
該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
広報周知活動は、市報・町報などを活用するなど通常経費の範囲内で実施する予定であるが、必要が生じた場合は、各市町で協議の上、ちちぶ医療協議会から運営経費の範囲内で、必要な措置を行う。						

④ 救急搬送体制の充実

事業名	救急車の機能向上				10	関係市町名	
事業概要	気管挿管認定救急救命士が追加講習及び病院実習を経て、新たに使用することとなるビデオ喉頭鏡と、現在救急車に搭載されている人工呼吸器等の各種資機材の更新・整備を図り救急車内の装備の充実・機能向上を図る。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）	
成果							
救急救命士等は患者に対する処置を救急搬送時に行っており、救急車内で新たに必要となる資器材と、更新・整備が必要な資器材を装備することにより、初動時の処置の質と、患者搬送時の安全性の向上が期待される。さらに、二次救急を担当する医療機関の負担が軽減されることが見込まれる。							
関係市町の役割分担							
各市町は、秩父消防本部の意見を参考に、企画立案を行う。							
事業費 (千円)	27 6, 000	28 6, 740	29 4, 000	30 6, 000	31 6, 000	計 28, 740	
国県補助事業等の名称・補助率等							
該当なし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
・平成 27, 30～31 年度の市町負担は、秩父市が 3, 232 千円、各町が 692 千円として、秩父広域市町村圏組合に支出する。 ・平成 28 年度の市町負担は、秩父市が 3, 628 千円、各町が 778 千円として、秩父広域市町村圏組合に支出する。 ・平成 29 年度の市町負担は、秩父市が 2, 152 千円、各町が 462 千円として、秩父広域市町村圏組合に支出する。 (医療支援枠ではなく包括支援枠を活用する。)							

事業名	人づくり（気管挿管認定救急救命士の養成）				11	関係市町名
事業概要	秩父消防本部では救急救命士の処置範囲拡大に伴い、気管挿管認定救急救命士の養成を行っている。手術室にて 30 症例の実習を経ての資格取得となるため、現在、実習待機者が 20 名以上、年間の修了者は 3 名 の実情にある。 実習受入れ病院を確保し、より多くの気管挿管認定救急救命士を養成し人的面での充実を図りたい。また、気管挿管認定救急救命士はビデオ喉頭鏡を用いた追加講習・病院実習へと進むとともに、3 年毎の再教育が課せられている。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	気管挿管認定救急救命士の養成により、救急搬送時の初動の処置の質の向上が期待される。さらに、二次救急を担当する医療機関の負担が軽減されることが見込まれる。					
関係市町の役割分担	各市町は、秩父消防本部の意見を参考に、企画立案を行う。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	1,850	1,110	1,110	1,850	1,850	7,770
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	・平成 27、30～31 年度の市町負担は、秩父市が 998 千円、各町が 213 千円として、秩父広域市町村圏組合に支出する。 ・平成 28～29 年度の市町負担は、秩父市が 598 千円、各町が 128 千円として、秩父広域市町村圏組合に支出する。 (医療支援枠ではなく包括支援枠を活用する。)					

事業名	救急隊員用教育訓練資器材の整備				12	関係市町名
事業概要	秩父消防署各分署の統廃合計画が進み、1 署 4 分署体制が整備される。これに伴い、統合分署の人員・仕事量の増加が見込まれ、これまで本署からの借用に頼っていた救急隊員用教育訓練資器材も、各分署の備品として整備する必要がある。救急救命士養成所で使用している高度シミュレーター人形等を各分署に導入し、救急隊員の技術の向上を図る。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	各分署に救急隊員用教育訓練資器材（高度シミュレーター人形等）を整備することで、より実践的で効果の高い模擬訓練を日常的に習慣として実施することが可能になる。救急隊員の、技術向上、技能の維持に貢献することができる。さらに、二次救急を担当する医療機関の負担が軽減されることが見込まれる。 ※高度シミュレーター人形：2,000,000 円					
関係市町の役割分担	各市町は、秩父消防本部の意見を参考に、企画立案を行う。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	2,000	2,000	0	2,000	2,000	8,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～28, 30～31 年度の市町負担は、秩父市が 1,076 千円、各町が 231 千円として、秩父広域市町村圏組合に支出する。(医療支援枠ではなく包括支援枠を活用する。)					

(ウ) リハビリテーション体制の確立

○現況と課題○

秩父圏域の高齢化率の大幅な上昇については、(ア) で述べたとおりですが、一般的に、高齢になるに従い、脳卒中や心筋梗塞を発症したり、日常生活や事故による骨折にあつたりする確率が高くなります。脳血管疾患や骨折などによる障がいの残存は、早期の回復期リハビリテーションにより予防し、在宅で療養できるようにすることが望ましいとされています。回復期リハビリテーションとは、脳血管疾患、大腿骨頸部骨折などの患者に対して、ADL（日常生活活動）能力の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的とした集中的なリハビリを行うもので、医師、看護師、理学療法士、作業療法士などが共同で、それぞれの患者に合ったプログラムを作成し、これに基づいて実生活の自立を目指したものです。回復期リハビリテーションを実施するためには、十分なスタッフや設備を備えていることが望ましいとされていますが、現在、この取組を実施している医療機関は非常に少なく、圏域内の取組は始まったばかりです。

こういった状況に対応し、平成 21 年度より、埼玉県地域保健医療計画のうち秩父圏域の重点事項として回復期リハビリテーションの取組が追加されました。これは、高齢化率の上昇に伴い、住民のニーズが高まると予想されたためです。

平成 22～23 年度は、回復期リハビリテーションに取り組む医療機関に対して、一定額の支援を行ってきました。平成 24 年度から、ちちぶ医療協議会のリハビリテーション分科会において、高齢に伴い増加する「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」（骨や筋肉、関節などの障害により要介護なるリスクの高い状態、または要介護や寝たきりになってしまうこと）の発症予防に役立つ健康体操の選定普及や予防医療分科会において予防医療を充実させる取り組みについて検討し事業を実施するほか、平成 25 年度には、「ちちぶお茶のみ体操」（通称茶トレ）として住民への周知、普及活動が開始されました。

○今後の展望○

前述のとおり、現在の秩父圏域の状況を考慮すると、リハビリテーションに対する住民のニーズは高くなっていくことが予想されます。また、秩父圏域は、都心に隣接し、豊かな自然と歴史・文化が残る地域であり、他の先進地域のように、リハビリテーションを地域全体で取り組んでいくことができる可能性を秘めています。

今後は、秩父地域の高齢化率の伸びと限られている医療資源（ヒト・モノ・カネ）を考えれば、回復期リハビリテーションだけではなく、リハビリテーションの取り組みを秩父地域全体で考えていかなければなりません。具体的には、秩父地域でリハビリテーションについて計画を策定するとともに、予防医療に関連する事業の実施、「ちちぶお茶のみ体操」等の普及、回復期リハビリテーションに取り組む医療機関のノウハウを医療関係機関等で共有していくことでリハビリ医療の充実を図ります。これらの取り組みについては、秩父圏域におけるリハビリテーションのあり方・方向性をちちぶ医療協議会で協議し、対応していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ウ) リハビリテーション体制の確立

圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施する。

○取組の成果指標○

指標	ちちぶお茶のみ体操の普及（講習会等への参加者数）				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	22,000 人	22,000 人	22,000 人	22,000 人
実績	10,619 人				

① リハビリテーション体制を確立するための計画作り

事業名	秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定			13	関係市町名	
事業概要	秩父地域のリハビリテーションの取組の方向性を打ち出すために秩父地域リハビリテーション計画（仮称）の策定を行う。				秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）	
					横瀬町（健康づくり課）	
					皆野町（健康福祉課）	
					長瀬町（健康福祉課）	
					小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）	
成果	計画の策定により、秩父地域の方向性が明確化されるとともに、国や県が運営するリハビリテーションセンターの誘致活動に寄与することなどが期待される。					
関係市町の役割分担	秩父市は、ちちぶ医療協議会において、専門家等の意見を踏まえ、計画策定に関する企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど作成に協力する。					
事業費 （千円）	27 ^{（※1）}	28 ^{（※1）}	29 ^{（※1）}	30 ^{（※1）}	31 ^{（※1）}	計
	34, 500 の内数	34, 000 の内数	33, 500 の内数	34, 500 の内数	34, 500 の内数	171, 000 の内数
	※1 以下の4事業との合計額					
	医療分野（ア） ・「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための 医師・医療スタッフの確保」 （ウ） ・「予防医療に関連する事業の実施」 ・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」 保健・福祉分野（ア） ・「『私の療養手帳』推進事業」					
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし				
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		各市町は、10, 000 千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。				

② 予防医療を充実させる取組

事業名	予防医療に関連する事業の実施				14	関係市町名	
事業概要	少子高齢化社会へ向けて誰もが自立した生活を送れるように地域住民の生活習慣改善と健康増進を目的とする事業を行う。また、ロコモティブシンドロームの発症予防のため「ちちぶお茶のみ体操」の普及を行う。					秩父市（地域医療対策課、高齢者介護課、包括支援センター、保健センター、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）	
成果							
住民が自らの健康状態を把握することにより、健康に対する意識が向上する。リハビリテーションが必要となる疾患の発症件数を抑制することができ、また、リハビリテーション段階になった場合でも悪化を防ぐことが期待できる。							
関係市町の役割分担		秩父市は、ちちぶ医療協議会において、専門家等の意見を踏まえ、予防医療に関する企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。					
事業費 (千円)	27 ^(※1)	28 ^(※1)	29 ^(※1)	30 ^(※1)	31 ^(※1)	計	
	34, 500 の内数	34, 000 の内数	33, 500 の内数	34, 500 の内数	34, 500 の内数	171, 000 の内数	
	※1 以下の4事業との合計額						
	医療分野（ア） ・「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための 医師・医療スタッフの確保」 （ウ） ・「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」 ・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」 保健・福祉分野（ア） ・「『私の療養手帳』推進事業」						
国県補助事業等の名称・補助率等							
該当なし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
各市町は、10, 000 千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。							

③ リハビリテーション体制充実にに向けた人材の確保育成

事業名	リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成				15	関係市町名
事業概要	リハビリテーション医療の需要が高まるなかで、圏域内医療機関等に従事するリハビリ専門職の状況を把握し、医療機関等が相互に連携して、リハビリ専門職を確保育成する事業に支援する。これにより、秩父地域のリハビリテーション機能の向上を図る。					秩父市（地域医療対策課、高齢者介護課、包括支援センター、保健センター、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	リハビリ専門職の確保育成を行うことにより、脳血管疾患や心疾患、骨折等を患う人の早期回復、社会復帰を図ることができ、急性期から回復期、維持期へと切れ目ないリハビリテーションを提供できる連携体制の構築が期待できる。					
関係市町の役割分担						
秩父市は、ちちぶ医療協議会において、秩父郡市医師会や専門家等の意見を踏まえ企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。						
事業費 (千円)	27 ^(※1)	28 ^(※1)	29 ^(※1)	30 ^(※1)	31 ^(※1)	計
	34, 500 の内数	34, 000 の内数	33, 500 の内数	34, 500 の内数	34, 500 の内数	171, 000 の内数
	※1 以下の 4 事業との合計額					
	医療分野（ア） ・「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための 医師・医療スタッフの確保」 （ウ） ・「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」 ・「予防医療に関連する事業の実施」 保健・福祉分野（ア） ・「『私の療養手帳』推進事業」					
国県補助事業等の名称・補助率等						
該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
各市町は、10, 000 千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 圏域内での様々な取組に関する研究

温水プールなどを活用してリハビリテーションに関する様々な取組を秩父圏域で実施できるかについて実務者による研究を行う。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

イ 保健・福祉

○施策体系○

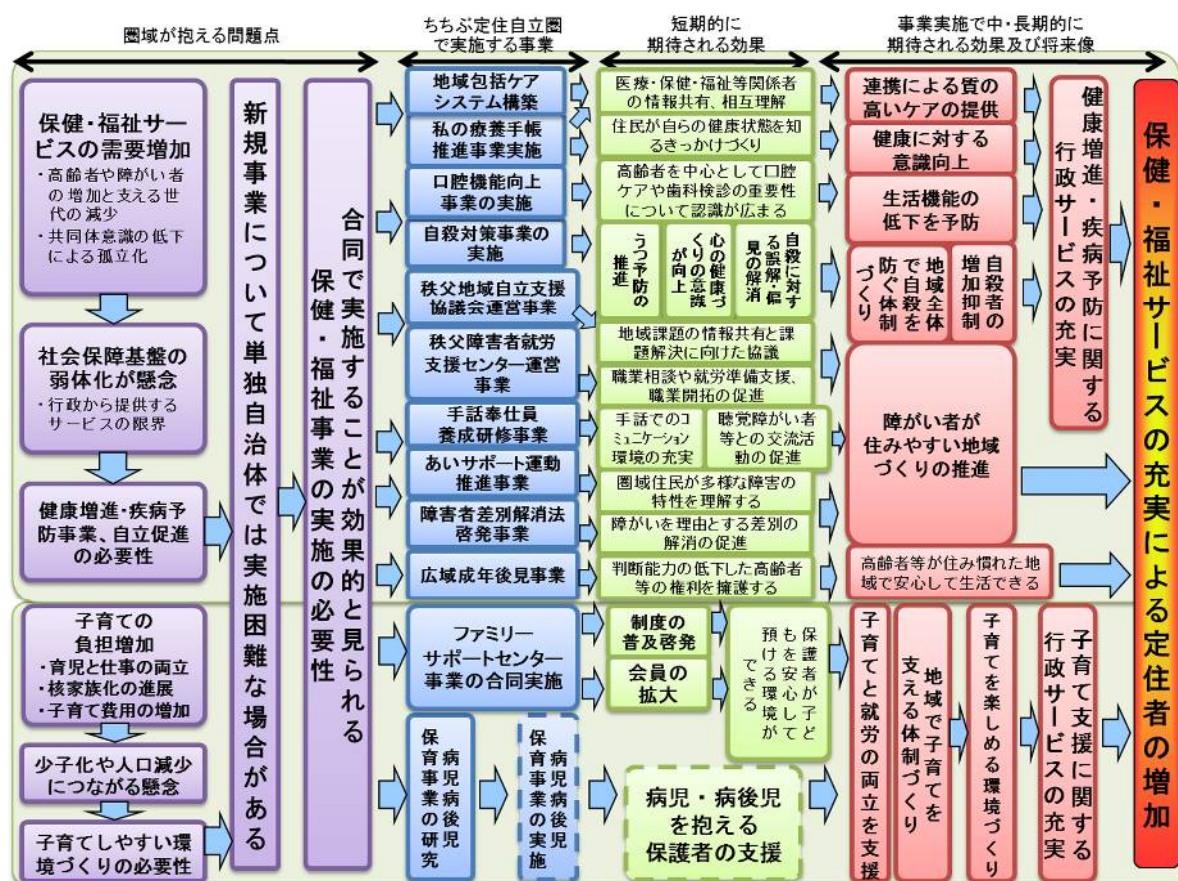
(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

- ①住民を対象とした保健福祉事業の合同開催
- ②地域包括ケアを充実させる取組

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

- ①ファミリー・サポート・センター事業の合同実施
- ②病児・病後児保育事業の研究
- ③無認可子育て施設への支援

○戦略図○



(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

○現況と課題○

近年、高齢者や障がい者など支援が必要な人の増加と支える世代の減少、共同体意識の低下による孤立など、ライフスタイルや社会環境の変化による様々な社会的要因により、保健・福祉サービスの需要が増加しています。保健・福祉サービスの需要の増加は、医療費の増加とともに財政を圧迫しており、大きな社会問題となっています。また近年、健康問題や生活不安、家庭環境等の問題による自殺者が増加しており、その対策が急務となっています。

しかしながら、現在の税財源のままでは、保健・福祉サービスを維持していくことは非常に困難であると予想され、社会保障制度の弱体化が懸念されています。高齢者や障がい者が地域で健康的に安心して暮らし続けるためには、当事者が主体的に取り組むことや家族等の支援に加え、社会全体として個人の行動変容を支援していく環境を整備することがより一層必要になっています。

保健・福祉サービスは各自治体で取り組んでいますが、限られた財源の中で維持・向上させていくためには、住民が健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣を理解できるような健康増進・疾病予防事業に取り組んでいくことも重要になってきます。しかし、必要性は認識していても、人員体制などが整わず事業に取り組めない自治体が出ることで、健康増進や疾病予防、自立促進の取組について圏域内で格差が生じる可能性があります。そこで、1市4町が連携して実施することが効果的と認められた事業については、合同で事業を実施することにより、圏域全体の保健・福祉サービスの向上を図りたいと考えています。

○今後の展望○

今後、保健・福祉サービスを向上させるためには、これまでのような各自治体の状況に合わせて個別に進められる事業のほかに、圏域全体に共通する事業については、定住自立圏の事業として共同で実施することも考えていく必要があります。

当面は、圏域全体に共通する事業として、「私の療養手帳（マイカルテから名称変更）」推進事業、口腔機能向上事業、自殺対策事業、「秩父地域自立支援協議会」運営事業、障害者就労支援センター運営事業、手話奉仕員養成研修事業、**障害者差別解消法啓発事業の7事業**に取り組んでいきます。

さらに、住民が高齢になっても安心して地域で生活が続けられるように医療・**介護**・保健・福祉の連携を図る地域包括ケアを充実させる取組について、圏域全体で協議・検討をはじめます。

「私の療養手帳」推進事業は、地域では散在しがちな在宅療養者の情報を利用者の元に集約し、支援者が共有できるツールとして「私の療養手帳」を作成し、それを普及しようというものです。これにより、支援に係わる関係職種（多職種）間での情報共有、相互理解が行われ、連携促進により質の高いケアにつながることで、さらに、医療情報を自ら管理することにより健康に対する意識の向上が期待されます。

口腔機能向上事業は、様々な疾患の原因となっている口腔機能の低下を防ぐため、

口腔機能の向上¹につながる取組みや歯科検診の重要性について普及啓発を行うものです。この実施により、口腔機能の低下から引き起こされる肺炎などの疾病の予防、また、歯科検診の重要性に関して意識が向上することが期待されます。

広域成年後見事業は、成年後見事業を法人が安定的・効率的に実施するものです。ちちぶ定住自立圏としての支援について検討していきます。

自殺対策事業は、精神保健の普及啓発や相談体制の充実、自死遺族へのケアなど自殺対策に関連する各種事業を実施し、圏域全体で自殺を予防する体制づくりを行うものです。この取組により、うつ病に対する理解を深め孤立を防止し、自殺に対する誤解や偏見がなくなることなどにより心の健康づくりが推進され、自殺者の増加を抑制することが期待されます。

「秩父地域自立支援協議会」運営事業は、相談支援体制の機能共有と評価、地域の関連機関のネットワークの構築、困難事例への対応のあり方、地域の社会資源の開発、改善、権利擁護に関すること等を協議する場を圏域全体で設置し運営します。障害者就労支援センター運営事業は、障がい者の職業相談や就職準備支援、職場開発、職場実習支援、職場定着支援等を促進する事業を運営、手話奉仕員養成研修事業は、国の「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について（厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）」に定める手話講習カリキュラムに準じた講習会を実施します。**障害者差別解消法啓発事業は平成 28 年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことに伴い秩父地域に在住している障がい者が障がいを理由とする差別の解消の促進を図るため、秩父圏域の住民、民間事業者や市・町職員に対し、必要な啓発活動を行います。**これらの取組により、障がい者の自立支援を促進し、障がい者が住みよい地域づくりを促進することが期待できます。さらに、あいサポート運動推進事業は、障がいのある方への理解や手助け、配慮を実践し、障がいのある方が暮らしやすい地域社会を築くことが期待されます。

今後、上記 7 事業及び「地域包括ケアを充実させる取組」など、圏域全体で取組むことが効果的と見られる保健福祉事業については、合同で事業を展開して、多様な住民ニーズに応えていくことを予定しています。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

住民を対象とした保健福祉事業の充実をめざし、合同で実施することが効果的・効率的と認められたものについて実施する。

¹ 口腔機能の向上の取組には、口腔内の衛生状態の維持・改善、摂食(せつしょく)・嚥下(えんげ)等口腔機能の維持・改善がある。

○取組の成果指標○

指標 1	私の療養手帳の活用者数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	900 人	1,000 人	1,100 人	1,200 人
実績	730 人				
指標 2	口腔機能向上講演会参加者数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	210 人	220 人	230 人	240 人
実績	203 人				
指標 3	自殺予防フォーラム・講演会の参加人数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	500 人	500 人	510 人	520 人
実績	500 人				
指標 4	秩父地域自殺予防対策連絡会の研修会実施回数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	2 回	2 回	2 回	2 回
実績	2 回				
指標 5	ゲートキーパー養成講座の実施回数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	—	5 回	5 回	5 回
実績	—				
指標 6	秩父障害者就労支援センター運営事業障がい者就労者数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	10 人	10 人	10 人	10 人
実績	17 人				

※指標5の目標設定については、平成29年度から定住事業となるためH28の目標設定はない。

① 住民を対象とした保健福祉事業の合同開催

事業名	「私の療養手帳」推進事業				16	関係市町名
事業概要	地域では散在しがちな在宅療養者の情報を利用者の元に集約し、支援者が共有できるツールとして「私の療養手帳（マイカルテから名称変更）」を発行し、これを秩父圏域で普及させる。 ※実施主体：「私の療養手帳」委員会、秩父郡市医師会、ちちぶ医療協議会の3者。					秩父市（地域医療対策課、高齢者介護課、包括支援センター、保健センター） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課）
成果						
平成25年6月18日に秩父郡市医師会内に「私の療養手帳委員会」を設置し、「私の療養手帳」を作成し、平成25年10月15日に配布を開始した。この事業を推進することにより、支援に係わる関係職種間での連携が促進され、在宅療養者の意思を尊重した質の高いサービス提供が可能となり、さらに、ケアの継続性の確保、医療介護事故の防止、専門職の育成につながることが期待される。						
関係市町の役割分担		各市町が協力して企画立案・運営する。				
事業費 (千円)	27 ^(※1)	28 ^(※1)	29 ^(※1)	30 ^(※1)	31 ^(※1)	計
	34,500 の内数	34,000 の内数	33,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	171,000 の内数
	※1 以下の4事業との合計額					
	医療分野（ア） ・「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保」 （ウ） ・「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」 ・「予防医療に関する事業の実施」 ・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」					
国県補助事業等の名称・補助率等						
該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
各市町 10,000 千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。						

事業名	口腔機能向上事業				17	関係市町名	
事業概要	様々な疾患の原因となっている口腔機能の低下を防ぐため、口腔機能の向上につながる取組や歯科検診の重要性について普及啓発を行う。					秩父市（高齢者介護課、包括支援センター、保健センター）	
						横瀬町（健康づくり課）	
						皆野町（健康福祉課）	
						長瀬町（健康福祉課）	
						小鹿野町（保健課）	
成果	口腔機能の低下は、結果的に免疫力などが低下して、感染症など、様々な病気にかかりやすくなり、寝たきりや認知機能の低下にもつながるものであるため、疾病の予防や「健康寿命 ² 」の延伸が期待できる。また、歯科検診の重要性に関して意識の向上も期待できる。						
関係市町の役割分担		各市町が協力して企画立案・運営する。					
事業費 (千円)	27 1, 000	28 1, 000	29 800	30 800	31 800	計 4, 400	
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		・平成 27～28 年度の市町負担は、秩父市が 540 千円、各町が 115 千円とする。 ・平成 29～31 年度の市町負担は、秩父市が 432 千円、各町が 92 千円とする。					

² WHO が提唱した新しい指標で、病気や痴呆、衰弱などで要介護状態となった期間を平均寿命から差し引いた寿命。

事業名	広域成年後見事業				18	関係市町名	
事業概要	判断能力の低下した高齢者等の財産管理や消費者被害防止の面等、本人の権利を擁護するための成年後見事業を、個人の後見人ではなく、法人が安定的・効率的に実施するもの。 成年後見制度（法人後見）について、ちちぶ定住自立圏としてどのように取組みを進めるか、1市4町と社会福祉協議会で検討する。					秩父市（高齢者介護課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（包括支援センター） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）	
成果							
秩父地域が一体となって法人後見業務に取り組み、事業規模を大きくし、専門性を高めることで、後見事業の信頼、安定、効率化等を図ることができる。							
関係市町の役割分担							
秩父市は関係団体との連絡調整や負担金の支出を行う。関連する事業の周知等については市町で協力して行う。							
事業費	27	28	29	30	31	計	
（千円）	－	－	100	0	0	100	
国県補助事業等の名称・補助率等							
該当なし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
平成 29 年度の市町負担は、秩父市が 52 千円、各町が 12 千円とする。							

事業名	自殺対策事業				19	関係市町名
事業概要	自殺対策基本法³に基づき、自殺対策に関連する各種事業を実施し、圏域全体で自殺を予防する体制づくりを行う。 なお、自殺対策の一層の推進を図るために策定された「自殺対策加速化プラン⁴」によると自殺対策事業として以下の9項目について取り組むこととされている。 (1)「自殺の実態を明らかにする」 (2)「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」 (3)「心の健康づくりを進める」 (4)「適切な精神科医療を受けられるようにする」 (5)「社会的な取組で自殺を防ぐ」 (6)「自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ」 (7)「遺された人の苦痛を和らげる」 (8)「民間団体との連携を強化する」 (9)「推進体制等の充実」 ※この事業は、秩父市の行うセーフコミュニティ活動を兼ねるものとする。					秩父市（保健センター、社会福祉課、障がい者福祉課、高齢者介護課、包括支援センター）
成果	圏域全体で自殺対策に取り組むことにより、うつ病に対する理解を深め孤立を防止するとともに、自殺に対する誤解や偏見がなくなることが自殺予防対策の推進に繋がり、自殺者の抑制が図れると期待される。					横瀬町（健康づくり課）
関係市町の役割分担	埼玉県秩父保健所と連携しながら、各市町が協力して企画立案・運営をする。					皆野町（健康福祉課）
事業費	27	28	29	30	31	計
(千円)	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	5, 000
国県補助事業等の名称・補助率等						長瀬町（健康福祉課）
該当なし						小鹿野町（保健課）
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 540 千円、各町が 115 千円とする。						

³ 自殺対策基本法とは、自殺対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図ることにより、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。

⁴ 平成20年10月31日に政府の自殺総合対策会議において決定されたプラン。

事業名	「秩父地域自立支援協議会」運営事業				20	関係市町名	
事業概要	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、相談支援事業をはじめとする秩父地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設置し運営する。					秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）	
成果							
秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。							
関係市町の役割分担							
障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。							
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	200	200	200	200	200	1,000	
国県補助事業等の名称・補助率等							
該当なし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
平成27年～31年度の市町負担は、秩父市が108千円、各町が23千円とする。							

事業名	秩父障害者就労支援センター運営事業				21	関係市町名	
事業概要	秩父郡市内の障がい者の自立と社会参加を促進するため、秩父障害者就労支援センター（愛称：キャップ）を設置・運営委託し、職業相談や就労準備支援、職場開拓等の障がい者の就労に必要な事業を実施する。					秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）	
成果							
秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。							
関係市町の役割分担		障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。					
事業費 (千円)	27 6,000	28 6,000	29 6,000	30 6,000	31 6,000	計 30,000	
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 3,232 千円、各町が 692 千円とする。					

事業名	手話奉仕員養成研修事業					22	関係市町名
事業概要	秩父地域内の聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。					秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）	
成果							
秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。							
関係市町の役割分担		障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。					
事業費 (千円)	27 1,156	28 1,156	29 1,127	30 1,127	31 1,127	計 5,693	
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		・平成27～28年度の市町負担は、秩父市が624千円、各町が133千円とする。 ・平成29～31年度の市町負担は、秩父市が607千円、各町が130千円とする。					

事業名	あいサポート運動推進事業				23	関係市町名	
事業概要	秩父地域内のすべての住民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っている時に「ちょっとした手助け」を行うためあいサポート運動を実施する。					秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）	
成果							
秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。							
関係市町の役割分担							
障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。							
事業費 (千円)	27 0	28 738	29 1, 000	30 1, 000	31 1, 000	計 3, 738	
国県補助事業等の名称・補助率等							
該当なし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
・平成28年度の市町負担は、秩父市が398千円、各町が85千円とする。 ・平成29～31年度の市町負担は、秩父市が540千円、各町が115千円とする。							

事業名	障害者差別解消法啓発事業				24	関係市町名	
事業概要	秩父地域に在住している障がい者が、障がいを理由とする差別の解消の促進を図るため、秩父圏域の住民、民間事業者や市・町職員に対し、必要な啓発活動を行う。					秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）	
成果							
秩父地域が一体となって障害者差別解消法に係る啓発活動を実施することにより、障害者差別解消法に対して秩父圏域全体で理解・認知することに繋がり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図ることができる。							
関係市町の役割分担		障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	—	—	239	239	239	717	
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		平成 29～31 年度の市町負担は、秩父市が 127 千円、各町が 28 千円とする。					

② 地域包括ケアを充実させる取組

事業名	地域包括ケアに関連する事業の実施				25	関係市町名	
事業概要	少子高齢に伴い、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅医療体制の推進と包括的な支援を『ちちぶ版地域包括ケアシステム』（医療と介護の密接な連携）として構築する。					秩父市（高齢者介護課、包括支援センター、地域医療対策課、保健センター、市立病院事務局、地域医療連携室）	
成果						横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）	
「地域包括ケア」を推進する関係機関の連携・協力体制が構築されることで高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活ができるようになる。							
関係市町の役割分担		各市町が協力して企画立案・運営する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等			該当なし				
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方			該当なし				

○今後想定される事業○

圏域において効果が見込まれる事業を、順次企画し実施予定。

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

○現況と課題○

近年、人々のライフスタイルの変化などにより、核家族化の進展や子育てにかかる費用の増大、育児と仕事を両立しなければならない保護者の増加などにより、以前よりも子育ての負担が増加しています。これにより子育てに対する意欲や関心をなくしてしまうことは、少子化の原因になりかねません。少子化の進行は、人口減少をもたらすだけでなく、地域社会の活力低下、税や社会保障の世代間負担にゆがみが生じるなど様々な分野で影響をもたらします。この影響を最小限とするためには、行政として保護者が子育てしやすい環境づくりを行っていく必要があります。

実際に、秩父圏域の合計特殊出生率をみると、平成 **26 年度**は **1.26** で、埼玉県平均の **1.31** と全国の **1.42** に及ばず、さらには人口を維持するのに必要とされる 2.08 を大幅に下回っており、十分な数値とはいえません⁵。

既に、子育て支援に関する行政サービスについては様々な取組が行われていますが、今後、子育てしやすい環境づくりを行うためには、保護者の現状に対応したサービスをさらに充実させていくことが重要です。しかしながら、今後、必要性を認識していても、財政状況や人員体制の事情などにより、さらなる充実は困難と判断せざるを得ない自治体が出てくると予想されます。

この状況を打開するために、単独の自治体では実現が難しい事業について、圏域内の 1 市 4 町が連携して、合同で子育て支援及び児童福祉の事業を実施することが重要です。

○今後の展望○

当面は、子育て支援及び児童福祉に関する事業のうち、実施することが効果的と見られるファミリー・サポート・センター事業の合同実施、病児・病後児保育事業の実施に向けた研究を行います。これらにより、圏域内の子育てに関する行政サービスを充実させ、子育てと就労の両立支援と地域で子育てを支える体制づくりを目指し、子育てを楽しめる環境づくりを実現する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです⁶。当初は、秩父市と横瀬町で事業を行なっていましたが、平成 22 年度下半期より皆野町・長瀬町・小鹿野町に事業を拡大しております。利用実績は **341 件** (平成 **27 年度**)、会員数は **279 名** (平成 **28 年** 3 月末時点) となっています。本事業は、子育ての相互援助活動であるため、依頼会員と提供会員の圏内全域で拡大していく必要があります。

病児・病後児保育事業は、地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的

⁵ 埼玉県調べ。合計特殊出生率 2.08 は人口置換水準とも呼ばれ調査対象や時期により若干の変動がある。

⁶ 厚生労働省ホームページ、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ikuji-kaigo01/index.html>

な対応等を行う事業のことであり、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の3類型があります⁷。この事業は、必要性が認められるものの、実施にあたって医師や看護師、保育士の人数要件が定められており、運営コストが相当かかることが見込まれています。このため、まずは、事業の継続性について、国県の補助制度や他地域の事例を見ながら、秩父圏域で実現できるかどうか研究する予定です。実現できた場合には、病児・病後児を抱える保護者の子育てと就労の両立を支援できることが見込まれます。

なお、無認可ながら圏域の豊かな自然を活かした子育て支援を行っている秩父圏域の施設に対し、ちちぶ定住自立圏としての支援について検討していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などをはじめとした秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

○取組の成果指標○

指標 1	ファミリー・サポート・センター会員数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	280 人	290 人	300 人	310 人
実績	267 人				
指標 2	病児・病後児保育事業の研究を合同で実施した回数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	1 回	1 回	1 回	1 回
実績	0 回				

⁷ 厚生労働省ホームページ、http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/09/dl/s0930-9e_0003.pdf

① ファミリー・サポート・センター事業の合同実施

事業名	ファミリー・サポート・センター事業				26	関係市町名
事業概要	ファミリー・サポート・センターとは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。					秩父市（こども課） 横瀬町（子育て支援課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（住民課）
成果	ファミリー・サポート・センター事業を合同で実施することにより、秩父圏域での事業の普及啓発や会員の拡大が図られ、安心して子育てができる環境を提供することができる。 ※予算が減額しても、委託先に事業の効率化を促し、これまでと同じ事業効果を生み出していくよう努めていく。					
関係市町の役割分担	秩父市は、関係団体との連絡調整を行い、事業を主体的に運営する。各町は、事業の普及啓発、会員の拡大を図る。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	5,000 (1,700)	4,800 (1,500)	4,800 (1,500)	4,500 (1,500)	4,500 (1,500)	23,600 (7,700)
国県補助事業等の名称・補助率等	・国：子ども・子育て支援交付金 786 千円 ・県：子育て援助活動支援事業費補助金（ファミリー・サポート・センター事業） 786 千円 ※（ ）内の金額は、ちちぶ定住自立圏としての支出額。					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	・平成 27 年度の市町負担は、全体額から国・県補助金（1,572 千円）及び秩父市単独負担額（1,728 千円）を除いた額（1,700 千円）について、秩父市が 916 千円（秩父市の合計負担額は 4,216 千円となる。）、各町が 196 千円とする。 ・平成 28～29 年度の市町負担は、全体額から国・県補助金（1,572 千円）及び秩父市単独負担額（1,728 千円）を除いた額（1,500 千円）について、秩父市が 808 千円（秩父市の合計負担額は 4,108 千円となる。）、各町が 173 千円とする。 ・平成 30～31 年度の市町負担は、全体額から国・県補助金（1,572 千円）及び秩父市単独負担額（1,428 千円）を除いた額（1,500 千円）について、秩父市が 808 千円（秩父市の合計負担額は 3,808 千円となる。）、各町が 173 千円とする。					

② 病児・病後児保育事業の研究

事業名	病児・病後児保育事業の研究				27	関係市町名	
事業概要	病児・病後児保育事業を秩父圏域で実現できるかどうかについて調査・研究を行い、合同実施を目指す。					秩父市（こども課）	
						横瀬町（子育て支援課）	
						皆野町（健康福祉課）	
						長瀬町（健康福祉課）	
						小鹿野町（住民課）	
成果	事業の継続性の見通しが立てば、病児・病後児保育事業を秩父圏域で実施することができる。事業の実現により、病氣中及び病氣の回復期にある児童を、施設で一時的に預かることができ、保護者の子育てと就労の両立を支援することができる。						
関係市町の役割分担		秩父市は、事業の実施にあたり、効果的かつ効率的な実施方法について調査を行う。各町は、秩父市が実施する調査・研究に協力する。					
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0	
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		・事業の進捗を踏まえて検討する。					

③ 無認可子育て施設への支援

事業名	無認可子育て施設支援事業				28	関係市町名	
事業概要	豊かな自然環境に恵まれた秩父地域で持続可能な社会づくりに寄与できる人づくりをしていくための無認可子育て施設を支援するもの。 無認可の子育て施設に対して、ちちぶ定住自立圏としてどのように取組みができるのかを1市4町で検討する。					秩父市（ ）	
						横瀬町（ ）	
						皆野町（ ）	
						長瀬町（ ）	
						小鹿野町（ ）	
成果							
持続可能な社会の担い手としての資質に富んだ人物を育むとともに、多様な子育て環境や幼児教育を保障し、また、不登校やニート・ひきこもり等の支援など、環境教育に基づいた人づくりを進めることができる。							
関係市町の役割分担							
秩父市は関係団体との連絡調整や負担金の支出を行う。関連する事業の周知等については市町で協力して行う。							
事業費	27	28	29	30	31	計	
（千円）	0	0	500	500	500	1,500	
国県補助事業等の名称・補助率等							
該当なし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
平成 29～31 年度の市町負担は、秩父市が 268 千円、各町が 58 千円とする。							

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 病児・病後児保育事業の実施

病児・病後児保育事業の研究の結果、効果的・効率的と認められれば、秩父圏域の合同事業として実施します。

② 子育て支援拠点施設等の整備

秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査・検証した上で、住民のニーズに的確に対応できる箇所に施設を整備又は既存施設の改修を検討します。

③ 子育て支援拠点施設等の合同運営

秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需用を調査・検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業の実施を検討します。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ウ 教育

○施策体系○

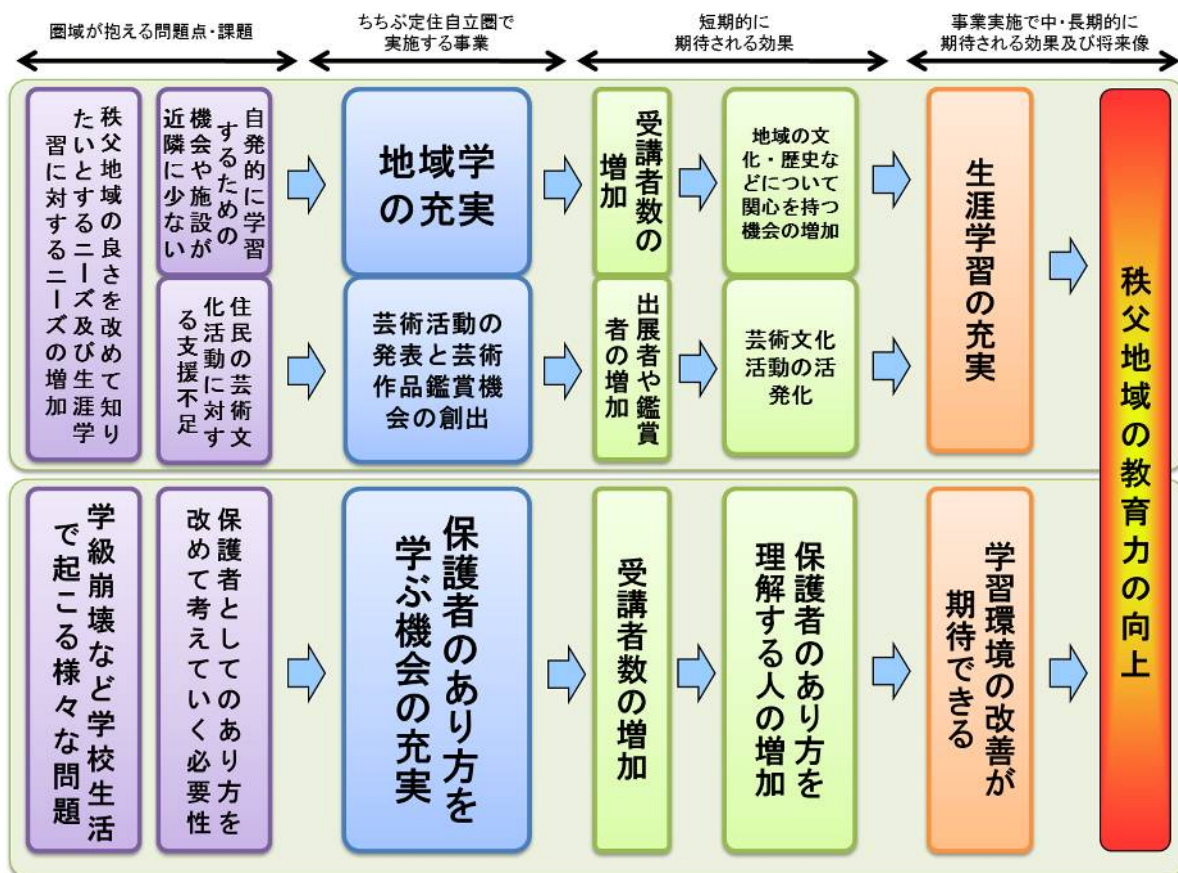
(ア) 生涯学習の充実

- ①地域学の企画及び実施
- ②芸術文化の創造及び発信

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

- ①保護者学習の企画及び実施

○戦略図○



(ア) 生涯学習の充実

○現況と課題○

高学歴化の進行、余暇時間の増大、女性の社会参画及び高齢化社会の進展に伴い、住民の学習意欲はますます高まり、生涯学習に対する住民ニーズは多様化・高度化しています。そのような中で、多くの住民が芸術文化活動を積極的に行っており、その活動を支援して、その価値を高めるための施策を展開することも求められています。また、秩父圏域は、全国に誇れる自然と歴史に恵まれ、伝統文化が今もなお息づいています。秩父地域に住む人々が地域を知り、全国に情報発信するとともに、後世に伝えていくことが必要です。

現在、秩父市では、郷土の文化や歴史などに対する理解を深めてもらうため、ちちぶ定住自立圏に位置付けた事業、秩父市大学講座「ちちぶ学セミナー」を実施しており、平成 **27 年度**の年間延べ受講者数は **1,166 人**となっています。**専門講座の受講生には、翌年度の中央公民館の講座等において、講師役として研究の成果を講義していただき、受講生以外にも広く歴史文化の伝承を学ぶ機会として活用しています。**

芸術文化活動においては、秩父圏域から輩出されている声楽家を中心に「秩父オペラ」公演を開催して、県内外から高評価を受けています。また、絵画をはじめ芸術作品の展覧会は、圏域で制作活動する住民が 60 年を超える期間主体的に運営しています。

○今後の展望○

今後も秩父圏域での地域学の共同推進により、秩父の文化・歴史を知り、秩父の魅力や素晴らしさを地域の人に知ってもらうことで、まちづくりに活かす取組を構築していく必要があります。

このため、公開講座を充実させることで、参加者が秩父圏域の文化・歴史などを深く理解し、圏域の魅力を実感していただく取組を継続していくとともに、一般教養講座についても、幅広くテーマを設定していくことで、セミナーがより活発になることが期待されます。そして活発化することで、専門講座への受講意欲を向上していただき、深く掘り下げた専門的な講座を受講することで、**公民館講座等の社会教育の場において講師役として研究の成果を講義してもらうなど**、より圏域の発展のために貢献できる人材が育つことが期待されます。

また、質の高い芸術文化に触れる機会を創出することは「心の豊かさ」を住民に提供するばかりでなく、芸術文化を通して地域住民の連携や地域のブランド力の向上が考えられます。そのためには、芸術文化活動が継続して行える体制を整えることも重要になっています。

生涯学習施設の整備については、自治体の厳しい財政事情など現在の時代背景を考慮して、ファシリティマネジメントの手法を取り入れた公共施設のあり方を十分に検討し進めてまいります。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 生涯学習の充実

圏域内で生涯学び続けられる機会を確保するため、生涯学習施設の整備運営を行うとともに、秩父学などの生涯学習にふさわしい科目に関する講座の充実を図る。

○取組の成果指標○

指標 1	ちちぶ学セミナー一般講座の受講者率（受講者数/募集者数）				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	100%	100%	100%	100%
実績	100%	108%			
指標 2	ちちぶ学セミナー専門講座の受講者率（受講者数/募集者数）				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	100%	100%	100%	100%
実績	66%	95%			
指標 3	秩父美術展出品点数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	300 点	300 点	300 点	300 点
実績	296 点	271 点			
指標 4	秩父美術展来場者数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人
実績	883 人	953 人			

① 地域学の企画及び実施

事業名	地域学の企画及び実施				29	関係市町名
事業概要	ちちぶ学セミナーに関する講座を秩父圏域に広げ、圏域の自然や歴史、伝統文化を継承する団体と連携しながら、地域学に関する講座を企画・実施する。				秩父市（歴史文化伝承館） 横瀬町（教育委員会） 皆野町（教育委員会） 長瀬町（教育委員会） 小鹿野町（教育委員会）	
成果	秩父圏域の自然・歴史・文化・産業等に関する講義を通じて、秩父圏域の現状と課題を深く理解することができる。					
関係市町の役割分担		秩父市は企画立案を行い、講座を実施するとともに広報及び受講生の募集を行う。各町は秩父市と協力して事業の企画立案を行うとともに、広報及び受講生の募集を行うなど事業実施に協力する。				
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	1, 355 (900)	1, 355 (900)	1, 355 (950)	1, 355 (950)	1, 355 (950)	6, 775 (4, 650)
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし ※（ ）内の金額は、ちちぶ定住自立圏としての支出額。				
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		・平成 27～28 年度の市町負担は、受講料等 455 千円を除く部分を、秩父市が 484 千円、各町が 104 千円とする。 ・平成 29～31 年度の市町負担は、受講料等 405 千円を除く部分を、秩父市が 510 千円、各町が 110 千円とする。				

② 芸術文化の創造及び発信

事業名	芸術文化の創造及び発信				30	関係市町名	
事業概要	「美術展」等を開催して、秩父圏域に在住・在勤・在学する者の絵画・書・写真・彫刻・工芸の作品の展示と表彰を行い、圏域で制作活動する作家の作品発表及び住民の芸術鑑賞の機会を創出する。					秩父市（生涯学習課）	
成果						横瀬町（教育委員会）	
						皆野町（教育委員会）	
						長瀬町（教育委員会）	
						小鹿野町（教育委員会）	
成果	秩父圏域の文化芸術活動等を活発化させ、地域文化のレベルアップや住民の生きがいづくりが期待され、地域の活性化を促すことができる。						
関係市町の役割分担		秩父市は秩父美術展運営委員会の事務局を担当して、企画立案を行い、展覧会を開催するとともに広報及び出品者の募集を行う。					
		各町は秩父市と協力して、広報及び出品者の募集を行うなど事業実施に協力する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	0	750	750	750	750	3,000	
	(0)	(0)	(0)	(450)	(450)	(900)	
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし					
		※（ ）内の金額は、ちちぶ定住自立圏としての支出額。					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		平成 30～31 年度の市町負担は、出品料 300 千円を除く部分を、秩父市が 242 千円、各町が 52 千円とする。					

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 各大学との連携事業

埼玉大学等と圏域内の市町が連携協定を締結し、地域の自然環境を活かした講座の開催や小中学校と大学との相互教育の事業展開、各市町で課題となっている事項の共同研究などの連携事業を行う。この取組により圏域住民及び児童生徒の教育力の向上が図れるほか、自治体の課題について共同研究を行うことにより課題解決が期待できる。

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

○現況と課題○

教育をめぐっては、学力や規範意識の低下、不登校やいじめの問題など様々な課題があります。また、子どもの生活基盤である家庭における教育力の低下もしばしば指摘されています。

核家族化が進み、人とのつながりが希薄となった現代社会において、これまで受け継がれてきた子育ての伝統的な知恵など、今日の保護者が保護者としての学びを十分に得られない環境が一般化しつつあります。

子どもたちが、心豊かに健全に育つために、子どもたちを取りまく周囲の大人たちの心が豊かである必要があります。しかし、仕事を持っている保護者が多く、毎日の生活の中で時間に余裕がないのが現状です。

○今後の展望○

このような現状を踏まえて、保護者の学習に対する意識を高め、また、参加しやすい条件を整える必要があります。

秩父市では、平成 19 年度から親学アドバイザー養成講座・認定講座を開設し、圏域内からも受講者を募り、事業を展開しました。平成 22 年度には、ちちぶ定住自立圏の事業と位置付けて実施、平成 23 年度からは、講座修了者が設立した「秩父子育て応援団」のメンバーを親の学習アドバイザーとして、派遣要請のあった学校等へ派遣しています。

しかし、まだ十分とは言えず、引き続き、秩父圏域全体で、親としての学びや親になるための学びの機会を設けていく必要があります。そこで、親の学習アドバイザーの積極的な活用を図ります。また、「秩父子育て応援団」の活動を支援して、「親の学習」を圏域全体に普及・啓発していきます。現在、活動の中心は「秩父子育て応援団」ですが、他に子育て・親育ての支援を行っている団体や人材があれば、その活用も検討していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

秩父圏域の保護者の学習機会の充実を図る事業のうち、合同で実施することが効果的・効率的と認められたものについて開催する。

○取組の成果指標○

指標 1	親学アドバイザー活用による講演会実施回数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	4 回	4 回	4 回	4 回
実績	4 回				
指標 2	子育て応援団イベント利用者数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	900 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人
実績	800 人	950 人			

① 保護者学習の企画及び実施

事業名	「親の学習」の普及・啓発				31	関係市町名	
事業概要	親の学習アドバイザーの活用を図り、「秩父子育て応援団」の活動を支援して、圏域全体に親の学習を普及・啓発する。					秩父市（教育研究所）	
						横瀬町（教育委員会）	
						皆野町（教育委員会）	
						長瀬町（教育委員会）	
						小鹿野町（教育委員会）	
成果	圏域全体で、保護者や家庭の役割、子どもへの接し方等、親としての在り方を学ぶことができる。						
関係市町の役割分担		秩父市は、親の学習アドバイザーの活用を関係機関に呼びかけ、派遣要請に対して、関係機関との連絡調整を行う。また、「秩父子育て応援団」へ負担金の支払いを行う。各町は、親の学習アドバイザーの活用について関係機関に呼びかける。					
事業費	27	28	29	30	31	計	
(千円)	250	250	250	250	250	1, 250	
国県補助事業等の名称・補助率等			該当なし				
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方			平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 134 千円、各町は 29 千円とする。				

○今後想定される事業○

特になし。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

エ 産業振興

○施策体系○

(ア) 滞在型観光の促進 及び (イ) 外国人観光客の増加

- ① 圏域外に秩父圏域の観光を打ち出すための取組
- ② 圏域内の観光資源を体系化する取組
- ③ サイクル関連イベントの充実
- ④ 多様な観点からの圏域観光の取組
- ⑤ 農山村交流体験の実施
- ⑥ 外国人観光客の増加を目指した取組

(ウ) 秩父まるごとジオパークの推進

- ① 「秩父まるごとジオパーク」の普及啓発
- ② 「秩父まるごとジオパーク」を推進するための人材育成
- ③ 「秩父まるごとジオパーク」の圏域外へのアピール

(エ) 圏域内企業の支援体制の充実

- ① 産学官連携事業等に対する支援

(オ) 有害鳥獣対策の推進

- ① 広域的な有害鳥獣対策に対する支援

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

- ① 地域ブランドの発掘・再発見をするための取組
- ② 地域ブランドを構築・管理するための取組
- ③ 実践ノウハウの積み上げを行うための取組
- 販売促進のための人材育成の取組 (終了)

(ア) 滞在型観光の促進 及び (イ) 外国人観光客の増加

○現況と課題○

秩父圏域は都心から約 80 km圏内に位置していながら、豊かな自然と古くからの歴史・文化が残っており、それを活かした観光スポット、秩父札所、祭など観光資源が豊富にあります。例えば、秩父夜祭や芝桜、長瀨ライン下りなどは、全国的にも有名な観光資源です。既に「秩父」「長瀨」は観光地として多くの人々に知られており、ネームバリューもあります。

また、秩父圏域は、首都圏へは西武鉄道、埼玉県平野部には秩父鉄道、皆野寄居バイパス、国道 299 号、山梨県には国道 140 号の雁坂トンネルを抜けてつながっており、安近短の観光としては最適の場所にあります。その反面、宿泊客の割合が低く、秩父圏域の入込客数約 965 万人に対して、宿泊客は約 92 万人（平成 22 年度時点）となっており、約 1 割にとどまっています。比較対象として、都心から秩父とほぼ同距離である山梨県富士・東部圏を見ますと、入込客数は約 1,779 万人に対して、宿泊客約 323 万人（平成 21 年度時点）と約 2 割弱の方が宿泊しています。

秩父圏域の観光政策は、各自治体とも主要政策に掲げており、これまでも個々の事業者の企業努力や自治体間の協議会の結成などにより様々な取り組みがなされ成果を挙げてきました。しかしながら、都心と同距離の他地域と比べると、圏域内の魅力ある観光資源を戦略的・効果的に売り出したり、外国人観光客の増加に対応したりする取組については、必ずしも十分行ってきたとは言えないところがあります。

今後、地域間競争の時代の中で、秩父圏域が観光により地域の活力を維持するためにも、自治体単独ではなく、圏域で連携することにより、観光政策を展開し、様々な可能性を模索していく必要があります。

○今後の展望○

今後、秩父圏域で観光による地域の活性化を目指すためには、秩父圏域の強みを活かした取組により、観光客数は基より、経済効果や宿泊割合を高めていくことが重要です。

取り組みの具体例として、観光資源の体系化、観光案内人などの人材育成、外国人観光客の誘客の取り組み、観光事業による経済効果を向上させる取り組み、観光連携政策を実行する組織作りなどが挙げられます。

観光資源の体系化は、各地区にある豊富な観光資源について、地元の観光関係者との意見交換を行いながら、専門家による検証を行う勉強会を開催しました。この勉強会の成果を踏まえ、観光商品の企画立案や情報発信方法の検討などを行っていきます。

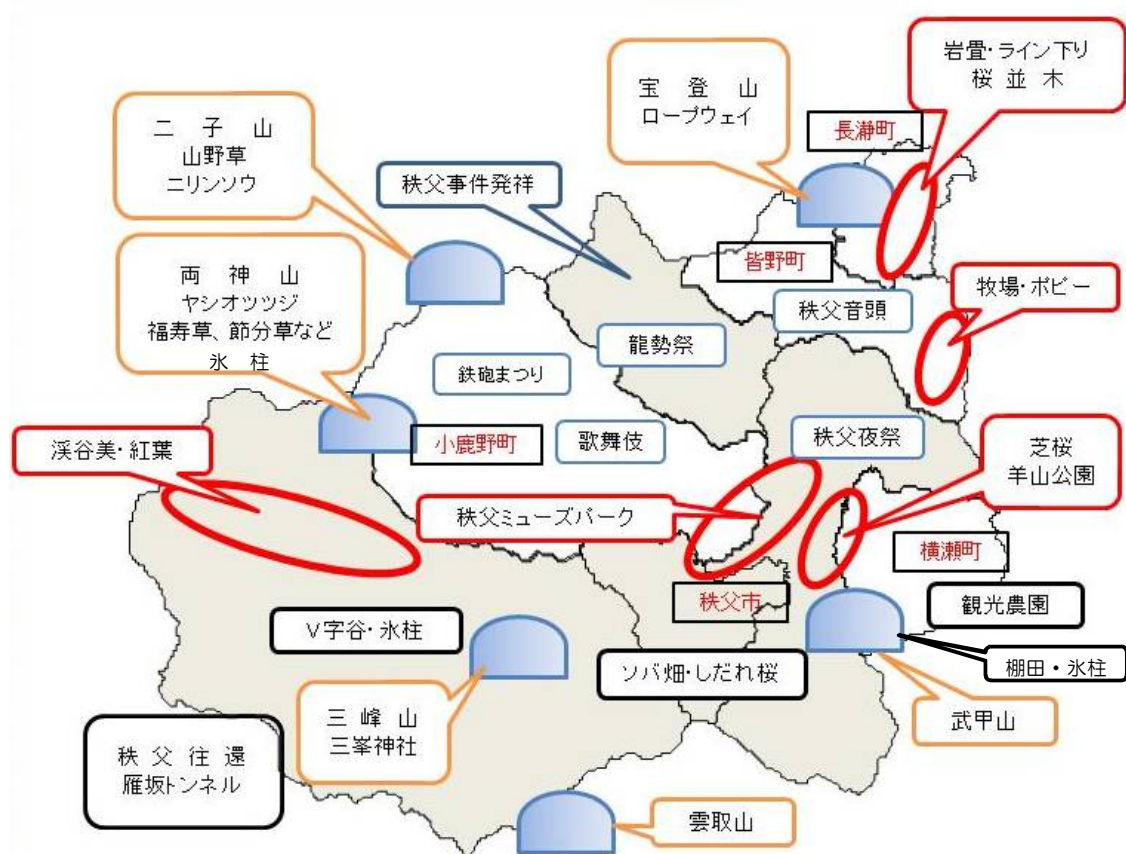
観光案内人などの人材育成については、既に、地区によっては観光案内人の人材育成の取組がなされているところもありますが、それぞれの取組について専門家の検証を行い、観光客の受入れ体制を整えています。また、観光案内人などがない地域においては、人材育成の体制を作り上げることも考えています。

外国人観光客の誘客に関する取組については、まずは、外国人観光客の誘客に関する理解を広げるために、各市町の観光担当課、観光関係団体などを対象として勉強会を実施します。勉強会を継続することにより、動向調査や接客マニュアルの作成など

多くの外国人が秩父圏域を訪れるための取組を行いたいと考えています。同時にパンフレット、ホームページ、観光案内板などにも外国語表記を行う整備を実施します。さらには、現在増加してきている外国人観光客に対応すべく、秩父市、横瀬町、長瀬町にある観光案内所の強化等をしていきます。

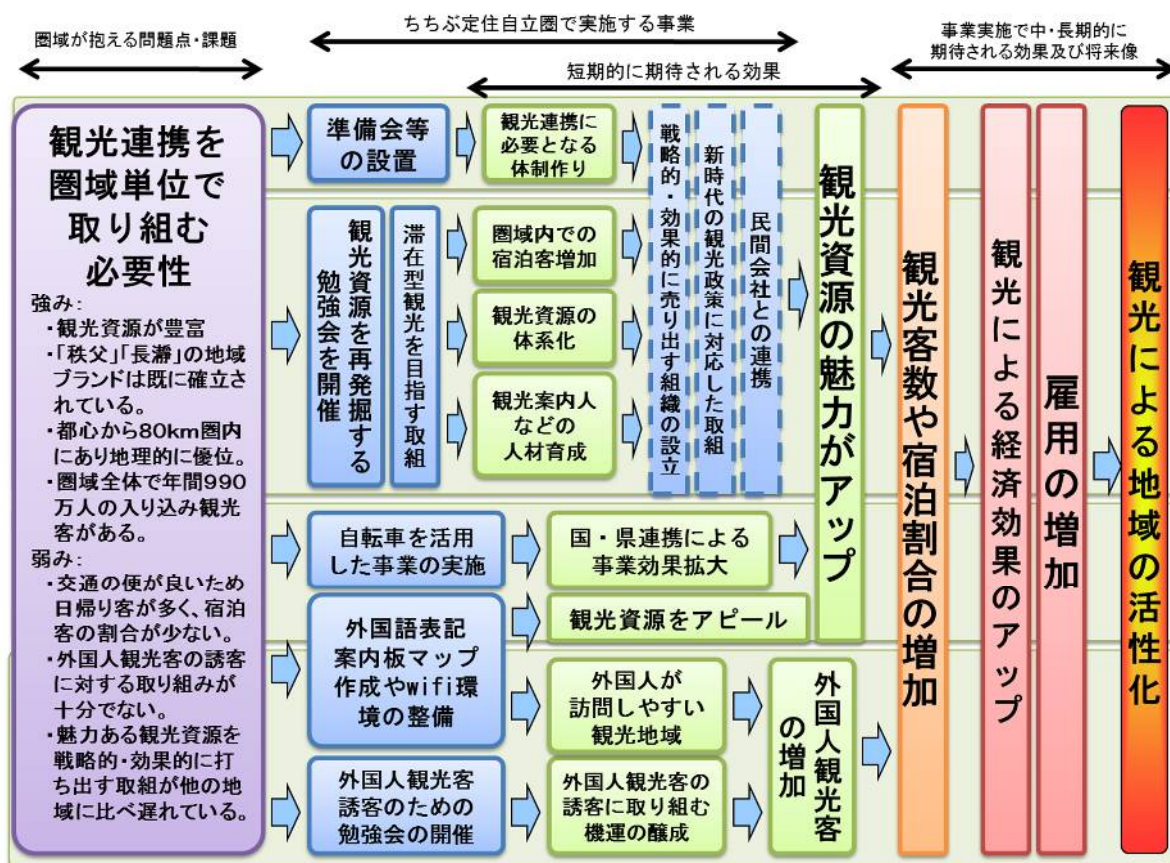
観光連携政策を実行する組織作りに関する取組については、戦略的・効果的に秩父圏域の観光を売り出す組織として設立・法人化し、**観光庁が「観光地経営の舵取り役」として推進する【日本版 DM0 (Destination Marketing/Management Organization)】の候補法人として認定された**「一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社」が中心となって、圏域の連携を強化しながら、**改めて指標の調査も実施し、その上で、着地型の旅行商品の造成や教育旅行の誘致、インバウンド事業**などを進めていきます。また、観光客の大切な足である公共交通機関や自転車も含めた二次交通等を活用した観光誘客策も進めていきます。

これらの事業は、圏域で取り組むことになりますが、必要に応じて、国（観光庁）や埼玉県と連携して取り組むことにより、その効果を拡大することが期待されます。



秩父圏域内の観光資源

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 滞在型観光の促進

圏域全体における滞在型観光を促進するために、観光情報の共有化やマップ等の作成などの既存事業を見直した上で、圏域内の観光施設を結ぶ広域型観光ルートの整備や全国に向けての観光客誘致宣伝活動の展開などを実施する。

(イ) 外国人観光客の増加

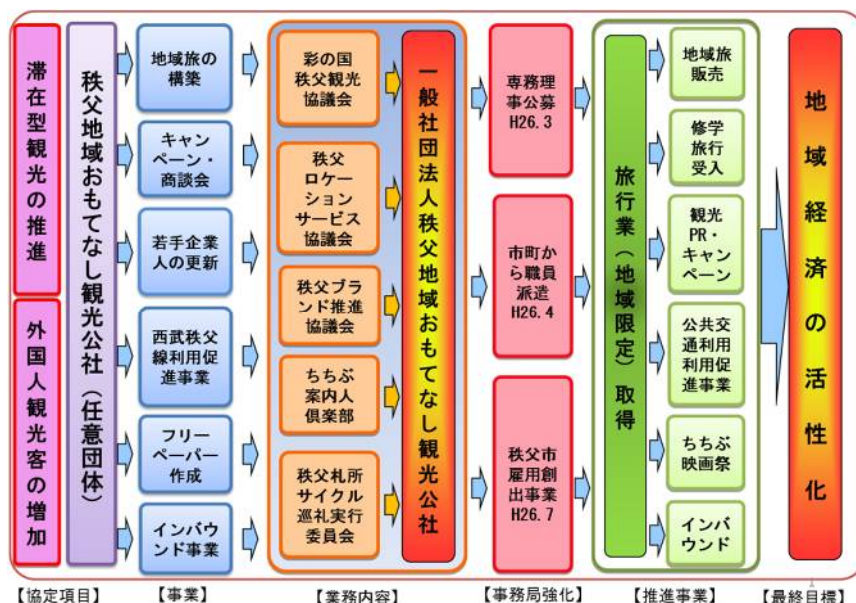
圏域内への外国人観光客を増加させるために、外国人向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受入体制の取組などを実施する。

○取組の成果指標○

※「日本版DMO」の必須KPIである「観光客満足度」、「リピーター率」、「観光消費額」、「総宿泊者数」を平成28年度から本格的に調査しているため、確定値が出た後、成果指標として設定する。

① 圏域外に秩父圏域の観光を打ち出すための取組

事業名	観光連携のための体制づくり				32	関係市町名	
事業概要	秩父の観光を対外的に打ち出すための体制作りを進めている。具体的には、平成 26 年 2 月 27 日に法人化し、「日本版 DMO」の登録予定法人にも観光庁から認定された「一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社」の組織で、地域限定旅行業を取得し、旅行商品の造成を進めるほか、1 市 4 町の出向職員等で連携を強化し、圏域全体の観光 PR はもとより、主催する着地型観光商品の造成や教育旅行の誘致を行う。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）	
成果	圏域をまとめ、組織化することにより秩父の観光ひとつのイメージで、対外的に打ち出すことを着実に進めることができる。また、全圏域を活用したツアーの構築、イベントやキャンペーン、観光施設の整備ができる。						
関係市町の役割分担		観光公社に職員派遣を実施する。また、秩父市は観光公社の取りまとめを行い、各町はこれに協力する。					
事業費 (千円)	27 10, 000	28 4, 500	29 6, 000	30 4, 500	31 4, 500	計 29, 500	
国県補助事業等の名称・補助率等							
該当なし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
		・平成 27 年度の市町負担は、秩父市が 5, 384 千円、各町が 1, 154 千円とする。 ・平成 29 年度の市町負担は、秩父市が 3, 232 千円、各町が 692 千円とする。 ・平成 28, 30～31 年度の市町負担は、秩父市が 2, 424 千円、各町が 519 千円とする。					



事業名	着地型観光商品の造成				33	関係市町名
事業概要	圏域の観光資源を売り出すための商品造成・販売を実施する。 魅力的な観光資源のブラッシュアップとともに着地型観光商品にして、HP を中心に販売する。商品数も増やしていき、その後販売先も効果を検証し、インターネット販売や旅行会社を中心に拡充していく。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	圏域の魅力的な商品を商品にして販売することで、PR はもとより、滞在時間の増加や観光消費額のアップに繋がる。					
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1 市 4 町はこれに協力する。					
事業費	27	28	29	30	31	計
(千円)	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし					

② 圏域内の観光資源を体系化する取組

事業名	観光資源の再発掘、人材育成				34	関係市町名
事業概要	秩父地域内に点在する観光スポットの掘り起こしと磨きをかけるため、外部からの視点から観光資源を調査し、再発掘してもらう。調査したものは、PR 媒体に掲載する。 また、観光資源の項目出し、地域の特色や対象となる市場、商品企画、情報発信の検討などを行い、地域を担う人材育成にも繋げ、商品に伴うプロのガイドも育成する。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	外部の視点で、圏域の観光資源を調査してもらうことで、観光資源の体系化や新たな展開を検討できるほか、人材育成を実施することで、圏域の魅力を深く伝える地域の特色のある商品を作ることができる。					
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1 市 4 町はこれに協力する。					
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0
国県補助事業等の名称・補助率等 該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方 該当なし						

③ サイクル関連イベントの充実

事業名	自転車を活用した事業				35	関係市町名	
事業概要	環境にやさしく、健康増進に資する自転車を鉄道、バス、あるいは自家用車で秩父圏域に訪れた後の二次的交通手段として位置づけ、サイクリングを楽しみながら圏域の魅力をゆっくり堪能できるレンタサイクル事業を実施する。 各市町に 1 か所以上のレンタサイクルステーション（貸出・乗捨て場所）があるが、利用者のニーズ等により、乗捨て場所の拡充など、利用しやすい環境も整備していく。 また、各種サイクルイベントや埼玉県等の自転車関連事業と連携を行う。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）	
成果							
レンタサイクル事業や各種サイクリングイベントを充実することにより、自転車による観光を振興する。							
関係市町の役割分担							
観光公社を中心に実施する。1 市 4 町はこれに協力する。							
事業費	27	28	29	30	31	計	
（千円）	0	0	0	3, 000	0	3, 000	
国県補助事業等の名称・補助率等							
該当なし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
平成 30 年度の市町負担は、秩父市が 1, 616 千円、各町が 346 千円とする。							

④ 多様な観点からの圏域観光の取組

事業名	圏域の様々な資源を活用した観光誘客事業				36	関係市町名
事業概要	圏域には自然や祭りをはじめとする様々な観光資源がある。そして、観光客が圏域を訪れるための公共交通機関が整備されている。これらを複合的に連携させることにより、多様な観光誘客策を進め、地域の活力を持続させる。また、情報発信や地域の特色を生かした滞在型観光の仕組みづくりと同時にブランド確立も進め、日本版 DMO として設定した必須 KPI の調査をしながら、その結果を基に、満足度や観光消費額の拡大など地域の活性化につなげられる事業を積極的に展開していく。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	必須 KPI を設定して調査を実施し、事業者等を含めた圏域全体が、一体となって観光客増加に向けた事業を行うことは、効果的であり、圏域外への強力なアピールにつながり、誘客にもつながる。					
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1 市 4 町はこれに協力する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	5,000	8,500	9,500	8,500	8,500	40,000
	※産業振興－地域ブランド分野の事業費を含む。					
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	・平成 27 年度の市町負担は、秩父市が 2,692 千円、各町が 577 千円とする。 ・平成 29 年度の市町負担は、秩父市が 5,116 千円、各町が 1,096 千円とする。 ・平成 28, 30～31 年度の市町負担は、秩父市が 4,576 千円、各町が 981 千円とする。					

⑤ 農山村交流体験の実施

事業名	交流体験事業の実施				37	関係市町名
事業概要	平成 24 年度から、埼玉県「教育メッカ事業」と連携も図りながら、平成 26 年度から本格的な受入れを行ってきた。引き続き秩父地域おもてなし観光公社が受け入れ窓口となり、民泊を活用した修学旅行誘致の事業展開をしていく。受入民家の拡充やプログラムの整備なども行い、圏域での事業として確立する。					秩父市（観光課、農政課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	平成 26 年度からは本格的な受入を開始し、今後、体験プログラムをビジネスモデルとして確立させることにより、交流促進だけでなく観光資源として売り出すことができ、将来的に観光客の増加が期待できる。					
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1 市 4 町は公社と協力して、受入民家の募集、プログラムの提供など事業実施に協力する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	500	1, 000	500	1, 000	1, 000	4, 000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	- 平成 27, 29 年度の市町負担は、秩父市が 268 千円、各町が 58 千円とする。 - 平成 28, 30～31 年度の市町負担は、秩父市が 540 千円、各町が 115 千円とする。					

⑥ 外国人観光客の増加を目指した取組

事業名	外国人にもわかりやすい案内板マップ等の作成				38	関係市町名
事業概要	圏域内で外国人観光客の増加を目指して、各市町の観光担当課、観光関係団体などと連携し、外国語標記を加え目的地に迷わずにたどり着けるためのわかりやすいルート案内板の整備やマップの作成を実施する。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	日本人はもとより外国人観光客にもわかりやすい案内板整備やマップを作成することで、だれもが訪れやすい観光地として魅力アップを図り、地域全体として観光客の増加に向け取組むことができ、秩父圏域のイメージアップ、PR 等にも活用できる。					
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1 市 4 町はこれに協力する。					
事業費 (千円)	27 1,000	28 0	29 0	30 0	31 0	計 1,000
国県補助事業等の名称・補助率等 該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方 平成 27 年度の市町負担は、秩父市が 540 千円、各町が 115 千円とする。						

事業名	外国人受入体制整備事業 (外国人観光客の受入に向けた勉強会の開催)				39	関係市町名
事業概要	圏域内に増加してきた外国人観光客に対応するため、観光関係者を中心に英会話教室を開催する。同時に、実態調査や誘客宣伝を実施する。 また、観光施設を中心に wifi 環境の整備や圏域内にある観光案内所を「外国人観光案内所認定制度」の基準に達するように整備を行うことで外国人観光客の受入体制の充実を図る。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	観光関係者が英会話のスキルを身に付けると同時に wifi 環境や案内所も整備することにより、外国人観光客に優しい地域となり、地域全体として外国人観光客の増加に向け取組むことができる。					
関係市町の役割分担						
秩父市は企画立案をして、観光公社に業務委託を行い、各町は広報宣伝、受講者募集に協力する。						
事業費 (千円)	27 5, 000	28 8, 000	29 4, 000	30 1, 000	31 1, 000	計 19, 000
国県補助事業等の名称・補助率等						
該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
・平成 27 年度の市町負担は、秩父市が 2, 692 千円、各町が 577 千円とする。 ・平成 28 年度の市町負担は、秩父市が 4, 308 千円、各町が 923 千円とする。 ・平成 29 年度の市町負担は、秩父市が 2, 152 千円、各町が 462 千円とする。 ・平成 30～31 年度の市町負担は、秩父市が 540 千円、各町が 115 千円とする。						

○今後想定される事業○

① パンフレット等の統一

「彩の国秩父地域観光協議会」と統合を進め、観光パンフレットやポスター、ホームページなどの宣伝物は種類が多く乱立していることから、これらを再構築し、滞在型観光のニーズに沿うようなパンフレットの作成、また、デザインの統一などを行う。

② 既存観光資源の魅力アップ

圏域を代表する観光施設は34カ寺の札所巡りをはじめとする神社・仏閣、郷土芸能やお祭りなど多数存在し、圏域を訪れる観光客の牽引力となっている。それらに磨きをかけ、魅力アップすることで、地域のイメージアップや更なる誘客を目指す。

③ 音楽・スポーツ合宿等の誘致

既に秩父地域では、圏域外の文化活動団体やスポーツ活動団体の合宿等が盛んに行われている。この各種合宿等の予約受付や利用可能施設の情報提供を一元的に行う窓口の整備や、誘致体制の構築を検討する。

(ウ) 秩父まるとジオパークの推進

○現況と課題○

ジオパークとは、地域固有の地質や地理、生態系、歴史・文化などありのままの地域資源を素材として整備された「地球と人間のかかわり」を主題とする大地の公園です。平成 28 年現在、国内では 43 の圏域が日本ジオパークとして、その内 8 地域が、世界ジオパークとして認定されています。

秩父地域には、多くの地質資産や原生林、希少野生動植物の生息・生育地などの考古学的サイト、札所巡礼などのツーリズム、圏域内の各 NPO 団体の活動も盛んであり、ジオパークを展開する地域として十分な素材・素質を持っています。

ジオパークの活動を秩父で推進するため、平成 22 年 2 月に秩父まるとジオパーク推進協議会を設立して様々な活動を行ってきました。この活動の成果が認められ、平成 23 年 9 月 5 日、日本ジオパーク委員会から「日本ジオパーク」の認定を受け、また、平成 27 年 12 月 14 日には、これまでの 1 市 4 町の連携、保全・教育・観光等様々な分野の取り組みや、地域住民の活動など、活動の広がりが評価され再認定となりました。

平成 28 年 3 月には、秩父が海だった記憶を現す 6 つの露頭と 9 つの化石群が国の天然記念物に指定されました。今後、構成団体である 1 市 4 町や埼玉県、NPO などとさらに連携し、これらジオパーク秩父の魅力を発信する様々な活動を行っていきます。

○今後の展望○

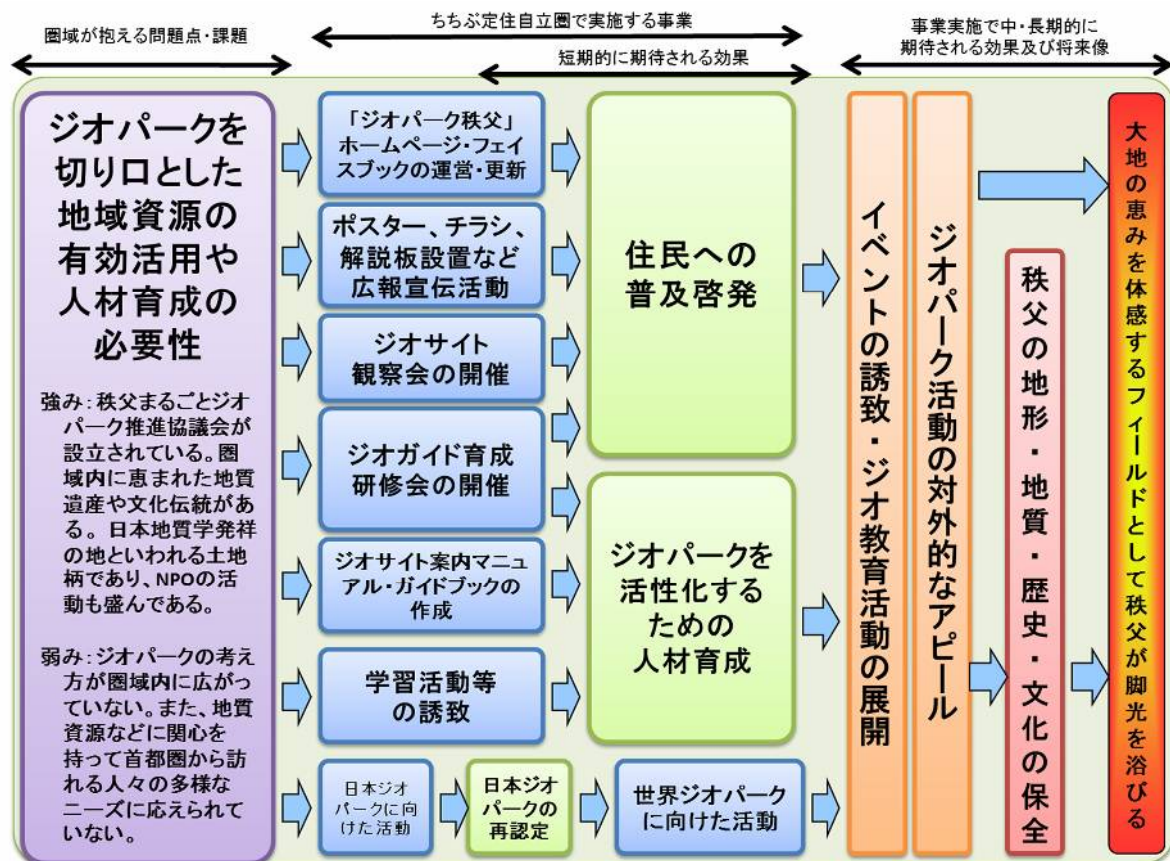
今後、ジオパークの活動を住民と行政との協働によって活性化させ、世界ジオパークの認定を検討し取り組んでいきます。



しかし、世界ジオパークの認定を受けることは最終目的ではなく、地域住民と協働して、環境保全や地質資源の活用、人材育成をするなどの活動を最重要視しています。このため、訪れる方々が求める自然との出会いや自己探求、自己実現、体験学習などの知的欲求、癒しや安らぎなどの心理的欲求を満足させていくことを、引き続き積極的に事業展開していきます。

これらの事業展開により、首都圏をはじめとした多くの方々の多様なニーズに応え、大地の恵みを体感していくフィールドとして、秩父地域が国内、さらには、世界から脚光を浴びることが期待されます。

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ウ) 秩父まるとジオパークの推進

秩父の地質資源などを活かして秩父まるとジオパーク構想を推進するために、ジオパークを活用した関連事業について、秩父まるとジオパーク推進協議会を設置してジオパーク推進計画（仮称）を策定する。また、ジオサイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行う。

○取組の成果指標○

指標 1	ジオツアー開催数（ジオガイド含）				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	20 回	20 回	20 回	20 回
実績	18 回				
指標 2	子どもを対象としたジオパーク学習回数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	10 回	10 回	12 回	12 回
実績	9 回				

① 「秩父まるとジオパーク」の普及啓発

事業名	ジオパーク秩父普及啓発・情報発信				40	関係市町名
事業概要	秩父まるとジオパークの活動を住民及び学習観光者に普及啓発するために、ホームページの運営やポスター、チラシ、ガイドブックの作成、またジオパークの拠点施設の内容充実を図る。 ジオサイトの案内看板、ジオサイトの解説板の作成やジオサイトのハード整備を行う。 ※『『ジオパーク秩父』ホームページ・フェイスブックページの運営・更新』、「ポスター、チラシ、ジオサイト解説板等の作成」、「ジオパーク秩父ガイドブックの作成」の3事業を統合。					秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）
成果	秩父地域の住民及びジオパーク秩父への学習観光者に対し、ジオパークの活動を周知するとともに、楽しく学ぶツールとしての活用が期待できる。					
関係市町の役割分担	秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるとジオパーク推進協議会にて決定する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	1,200	6,800	1,000	1,000	1,000	11,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	・平成27年度の市町負担は、秩父市が783千円、各町が139千円とする。 ・平成28年度の市町負担は、秩父市が4,445千円、各町が785千円とする。 ・平成29～31年度市町負担は、秩父市が655千円、各町が115千円とする。					

事業名	ジオサイト観察会の開催				41	関係市町名	
事業概要	住民及び学習観光者への普及啓発を主眼としてジオサイト観察会（ジオツアー）を随時開催する。 特に、秩父ならではの地域資源・観光資源を活かし、ジオパークと連携した事業を展開する。					秩父市（観光課、教育委員会）	
						皆野町（産業観光課、教育委員会）	
						長瀬町（産業観光課、教育委員会）	
						小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）	
成果	秩父圏域の住民及び学習観光者に対し、ジオパークの活動を周知し、魅力を発信することが期待できる。						
関係市町の役割分担		秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるとジオパーク推進協議会にて決定する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	200	200	300	300	300	1,300	
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		・平成 27～28 年度の市町負担は、秩父市が 131 千円、各町が 23 千円とする。 ・平成 29～31 年度の市町負担は、秩父市が 198 千円、各町が 34 千円とする。					

② 「秩父まるごとジオパーク」を推進するための人材育成

事業名	ジオガイド育成研修会の開催				42	関係市町名
事業概要	ジオパークの活動に関心のある地域住民や既存の観光ガイド養成講座等を受講した地域住民などを対象として、ガイド養成研修会及び講演会を実施する。 具体的には、ジオサイト観察会等の企画段階で、秩父ジオパーク上席推進員の助言を得ながら、実地研修などを実施する。					秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）
成果	秩父地域のジオ的な資源を語ることができる人材を育成することで、地域に愛着を持ち、後世に秩父地域の素晴らしさを伝え、資源を保全していくことができる。 また、訪れた方と、地元の方々の交流による新しいツーリズムの形を構築できる。					
関係市町の役割分担	秩父市は、専門的な知識を有する秩父ジオパーク上席推進員を推薦（協議会で雇用）し、地域住民に対するガイド養成を行う。各町はこの活動に協力する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	2,100	2,300	2,200	2,200	2,200	11,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	- 平成 27 年度の市町負担は、秩父市が 1,374 千円、各町が 242 千円とする。 - 平成 28 年度の市町負担は、秩父市が 1,505 千円、各町が 265 千円とする。 - 平成 29～31 年度市町負担は、秩父市が 1,438 千円、各町が 254 千円とする。					

③ 「秩父まるとジオパーク」の圏域外へのアピール

事業名	世界ジオパーク認定に向けた活動				43	関係市町名
事業概要	世界ジオパーク認定を検討し、関係機関との調整や先進地域の情報収集、申請書作成などを行う。なお、申請書の作成にあたっては専門家による助言を受けることとする。					秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）
成果	世界ジオパークの認定により、圏域内のジオパーク活動がさらに促進され、国内はもとより世界に向け大きくアピールできる。					
関係市町の役割分担	秩父市は企画立案、関係機関との調整を行い、各町はこれに協力する。また、事業方針は秩父まるとジオパーク推進協議会にて決定する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	500 の内数	500 の内数	500 の内数	500 の内数	500 の内数	2,500 の内数
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし				
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 326 千円の内数、各町が 58 千円の内数とする。				

事業名	学習活動等の誘致（自治体連携事業）				44	関係市町名
事業概要	環境・体験・交流に関する誘客促進事業として、積極的に 地元地域 や首都圏の小学校・中学校・高等学校、教育旅行関連企業等に働きかけ、学習活動を ジオパーク秩父 で行うよう誘致活動を行う。					秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）
成果	秩父の魅力を学習し、ジオパークの活動を周知することが期待できる。					
関係市町の役割分担	秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるとジオパーク推進協議会にて決定する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	500 の内数	500 の内数	500 の内数	500 の内数	500 の内数	2,500 の内数
国県補助事業等の名称・補助率等						
該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 326 千円の内数、各町が 58 千円の内数とする。						

○今後の想定される事業○

ジオパーク活動が地域に広がりを見せており、ジオツアーやジオガイドの要請など、ジオパークに関連するニーズが年々増加しています。

1市4町で構成する協議会もニーズに対応した事務局体制の強化が必要です。

主要事業により、活動実績の積み上げが認められ、日本ジオパーク委員会から、世界ジオパークへの推薦をしていただけることを目指します。

また、この取組により多くのツーリスト、研究者等の受け入れが出来るものと考えられます。

さらに政策効果を高めるため実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 国際的な活動の展開

- ・国際的なジオパーク秩父のプレゼンテーション

世界ジオパークの認定を目指し、世界的に価値ある地域資産を有し、その保全活用に向けた地域全体の取組みが顕著であることを世界に向け発信する。

・ 日本ジオパークネットワークへの貢献

世界ジオパークネットワーク（GGN）や日本ジオパークネットワーク（JGN）に加盟している他地域とともに、合同イベントやワーキンググループなどの活動を通してジオパークの普及啓発を図る。

② ジオガイドの育成及びジオ教育活動の展開

協議会の構成団体やNPO法人が主催するジオツアーが持続可能な事業として実施できるよう、ジオガイドの養成を目指す。

秩父の地質資源について子ども達が自らの言葉で紹介できるような教育活動を行い、子どもジオガイドの育成を目指し、「大地の守人（もりびと）」を育成する。

③ ジオサイトの保全及び周辺整備、公共アクセスの整備

ジオサイト整備については、専門家の意見などを聴取し、財源を確保した上で保全をすすめる。周辺整備については、ジオサイト訪問者の状況を見ながら、行政、地元町会、地権者が協力してすすめる。なお、交通アクセス整備については、ジオパーク事業の進捗を見ながら検討する。